

すべての人が輝く[★]ために

立科町男女共同参画長期プランV
【令和7年度～令和11年度】



令和7年3月
立科町

目次

| | | |
|------------------|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 | 計画策定の概要 | 1 |
| 1 | 計画策定にあたって..... | 1 |
| 2 | 計画策定の背景..... | 2 |
| 3 | 計画の性格・位置づけ..... | 4 |
| 4 | 計画の期間..... | 4 |
| 5 | 計画策定の方法..... | 4 |
| 第2章 | 男女共同参画社会を取り巻く立科町の現状 | 5 |
| 1 | 統計データからみた立科町のすがた..... | 5 |
| 2 | 立科町男女共同参画長期プランⅣの評価..... | 13 |
| 第3章 | 計画の基本的な考え方 | 14 |
| 1 | 基本理念..... | 14 |
| 2 | 基本目標..... | 14 |
| 3 | 計画の体系図..... | 15 |
| 第4章 | 施策の展開 | 16 |
| 基本目標1 | 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり..... | 16 |
| 1-1 | 男女共同参画の視点に立った意識改革..... | 16 |
| 1-2 | 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実..... | 19 |
| 基本目標2 | 社会のあらゆる分野において男女共同参画を促進する仕組みづくり..... | 22 |
| 2-1 | 地域や職場などの方針決定の場での女性活躍の促進..... | 22 |
| 2-2 | 男女共同参画の視点を反映した地域づくりの推進..... | 25 |
| 基本目標3 | 誰もが能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり..... | 29 |
| 3-1 | 職業生活における女性活躍の推進..... | 29 |
| 3-2 | すべての町民のワーク・ライフ・バランス実現の推進..... | 34 |
| 基本目標4 | 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり..... | 38 |
| 4-1 | すべての町民の健康づくりと生きがいづくりの推進..... | 38 |
| 4-2 | ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶..... | 40 |
| 4-3 | 生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会の整備..... | 43 |
| 第5章 | 計画の推進に向けて | 47 |
| 1 | 計画の推進体制..... | 47 |
| 2 | 計画の進捗管理（PDCAサイクル）..... | 47 |
| 3 | 数値目標一覧..... | 48 |
| 資料編 | 49 | |
| 1 | 策定経過..... | 49 |
| 2 | 立科町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱..... | 50 |
| 3 | 立科町第5次男女共同参画プラン策定委員名簿..... | 51 |
| 4 | 用語集..... | 52 |
| 5 | 関連法令..... | 55 |

第1章 計画策定の概要

1 計画策定にあたって

身体的な特性の面で、男性と女性は明確な違いがありますが、その点で女性が男性よりも能力的に劣っているということは決してありません。しかし、これまでの歴史を振り返ると、女性は男性よりも能力的に劣っていると判断され、不当な扱いを受けていた時代も存在しています。今では当たり前に行うことができる教育も、女性には受けられない時期がありました。また、国政を担う国会議員を選ぶ選挙権も、女性には昭和 21 年まで認められていませんでした。

さらに、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という性別による役割分担意識のため、女性にいくら進学希望があったとしても、女性であることを理由に専門的な学びの機会を諦めなければならなかった時期があります。内閣府の男女共同参画白書（令和 4 年版・平成 13 年版）によると、令和 3 年の大学（学部）進学率は男性が 57.7%、女性が 50.9%とやや男性の方が高いものの、差はあまりみられません。しかし、昭和 50 年には、男性が 41.2%、女性が 12.7%と 3 倍以上の差がみられました。短期大学への進学率を合計したとしても、男性が 43.8%、女性が 32.9%と大きな差がありました。また、世界的に男女共同参画の推進が始まったのも、この年です。今からわずか 50 年前のことです。

世界の動きに合わせて、日本国内ではこの頃から男女共同参画の推進に向けた様々な取組が行われてきました。職場における女性の差別を禁止した「男女雇用機会均等法」や男女共同参画社会の形成について定めた「男女共同参画社会基本法」、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護について定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（後に名称変更）、女性が社会で活躍するために必要な取組について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」など、現在に至るまで社会情勢の変化に伴って多方面から男女共同参画が進められています。

その成果として、女性の大学（学部）進学率や女性の就業率が上昇するなど、女性の社会参加は活発になってきています。女性が責任ある役職に就いたり、政策・方針決定過程に参画したりすることも、まだ男性と同水準には達しないものの、以前に比べれば増加傾向にあります。一方で、男女共同参画の観点から選択的夫婦別姓制度や性的マイノリティへの関心が高まっており、現在も協議が続けられています。

本町においても女性の地位向上・福祉の増進・男女の平等・男女共同参画社会づくりの強化を図るため、「立科町男女共同参画長期プラン」の策定・見直しを行ってきました。今回、令和元年度に策定した「立科町男女共同参画長期プランⅣ」が最終年度を迎えたため、これまでの取組の評価を行うとともに、世界や国・長野県の動向を踏まえ、新たな計画として策定することとしました。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

世界的な男女共同参画の動きは、昭和50年に始まりました。国際連合が昭和50年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティにおいて史上初となる世界女性会議を開催しました。同年秋の国連総会では、昭和51年からの10年を「国際婦人の10年」とすることが宣言され、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が本格的に開始されました。

また、昭和54年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約は、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、慣習や慣行等個人の意識も改革するように求めています。

平成7年には、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンとした、第4回世界女性会議が北京で開催されました。この会議では、『女性の権利は人権である』と謳った「北京宣言」と12の重大問題領域に対する戦略目標と政府等の行動指針を示した「行動綱領」が採択されました。

平成22年には、企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに自主的に取り組むための行動原則として、国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金（現UN Women）が共同で、女性のエンパワーメント原則を作成しました。

さらに、平成22年の国連総会決議により、「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）」が設立されました。既存のジェンダー関連4機関を統合し、資源と任務をひとまとめとすることで、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するより大きな成果をあげることができるようになりました。

平成27年には、「国際持続可能な開発サミット」が開催され、「ミレニアム開発目標」の後継として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダに記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標が、「持続可能な開発目標（SDGs）」です。17のゴールと169のターゲットで構成されたSDGsの中には、ジェンダー平等を実現し、女性や女児の可能性を広げることも含まれます。

また、世界経済フォーラムは、平成18年から毎年各国のジェンダーギャップ指数（男女格差を測る指数）を公表しています。これは、「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の4つの分野で評価され、総合スコアが算出されます。令和6年に発表されたデータによると、男女共同参画が進んでいる国は、第1位がアイスランド、第2位がフィンランド、第3位がノルウェーと、上位を北欧が占め、日本は146か国中118位となっています。「教育」、「健康」ではほぼ男女平等となっているものの、「経済」、「政治」ではあまり男女平等となっていないという結果です。このように世界各国の男女共同参画の進捗状況が数値化されることで客観的に状況を把握できるため、状況の改善に向けた取組等の検討に活かされることとなります。

| 順位 | 国名 | ジェンダーギャップ指数 (1に近いほど男女平等) |
|-------|----------|-----------------------------|
| 第1位 | アイスランド | 0.935 |
| 第2位 | フィンランド | 0.875 |
| 第3位 | ノルウェー | 0.875 |
| 第4位 | ニュージーランド | 0.835 |
| 第5位 | スウェーデン | 0.816 |
| ... | ... | ... |
| 第118位 | 日本 | 0.663 |

(出典：世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2024」)

(2) 国の動き

国は、世界の動きに連動して、昭和50年に「婦人問題企画推進本部」を設置しました。昭和52年には「国内行動計画」を策定し、以降の10年間の女性地位向上のための目標が示されました。その後、昭和60年には「男女雇用機会均等法」の制定、「女子差別撤廃条約」の批准が行われ、少しずつ具体的な男女共同参画社会の実現に向けた取組が始められました。

平成11年には、男女共同参画社会の形成についての基本理念などを定めた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。そして、平成12年には、その基本的方向や具体的施策である「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成は21世紀の我が国の最重要課題と位置付けられました。この計画は、現在も定期的に見直しが行われています。

平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立、平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたりするなど、現代社会における問題に対応するための新たな取組が推進されるようになりました。

また、平成25年に「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられたことを受け、女性の活躍の場や機会を増やすことに力を入れるようになりました。平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されました。この法律は、女性の職業生活における活躍の推進について基本原則を定めています。

平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としています。

令和2年には、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画には、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、男性の育児休業取得率の向上、女性に対するあらゆる暴力の根絶、不妊治療の保険適用の実現（令和4年4月から保険適用）、生活上の困難に対する支援、女性の視点からの防災・復興などが盛り込まれました。

また、選択的夫婦別姓制度については、「第5次男女共同参画基本計画」で検討を続けるとの旨が明記されたものの、令和6年現在、目立った進展はありません。令和6年10月には、選択的夫婦別姓制度の構築について、国連から4回目の勧告を受けています。

そして、昨今は、男女共同参画の視点から性的マイノリティについて考える機会が増えつつあります。令和5年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。誰もが自分らしく生きることができる社会をめざす男女共同参画の考え方は、多様な性のあり方を認めることにもつながります。

(3) 長野県の動き

昭和55年に初めての男女共同参画に関する計画として「長野県婦人行動計画」が策定され、その後は見直しを重ねながら、平成13年には現行計画の基となる長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」が策定されました。

また、平成14年には、県民・事業者・県が協働し、性別に制約されることなく伸びやかに暮らせる長野県をめざして「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。この条例は、「性別によって制約されることなく、のびやかに暮らせる長野県づくり」のための基本理念を定めるとともに、県、県民及び事業者の責務を明らかにするなどし、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的につくられました。

そして、令和3年には「第5次長野県男女共同参画計画」が策定されました。基本テーマに「働き方・暮らし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう」を据え、ワーク・ライフ・バランスを一気に推進し、選ばれる県となることをめざしています。

(4) 立科町の動き

平成13年に教育委員会に「人権教育啓発課」(現在の教育委員会社会教育人権政策係)を新設し、それまで町民課と教育委員会で進めてきた女性政策を一本化しました。そして、同年より、県から委嘱を受けた男女共同参画コミュニケーターと連携を図りながら、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度、慣習の見直し、男女平等・女性の積極的な活動・社会参画意識の啓発を進めてきました。また、平成14年に「立科町男女共同参画推進委員会」が発足し、男女共同参画の推進に注力してきました。

そして、平成19年には「立科町男女共同参画長期プラン」としての最初の計画(計画期間:平成19年度~平成22年度)が策定され、その後も定期的に計画の見直しを行い、最新の計画が本計画「立科町男女共同参画長期プランV」(計画期間:令和7年度~令和11年度)となります。

3 計画の性格・位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法 第14条で策定が求められている「市町村男女共同参画計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第6条で策定が求められている「市町村推進計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第2条で策定が求められている「市町村基本計画」を包括的に策定した計画です。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次長野県男女共同参画計画」の方向性と整合を図った計画であり、本町における男女共同参画の推進に向けた基本方針について定めています。さらに、本町の最上位計画である「第6次立科町総合計画」との整合性にも留意して策定されています。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画です。最終年度である令和11年度に、次期計画の策定に向けた見直しを行います。ただし、計画期間中であっても、計画の見直しが適当と認められる事象が生じた場合には、速やかに見直しを行うこととします。

5 計画策定の方法

(1) 町民意識調査の実施

本計画策定の基本資料とするため、男女平等観やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、男女の人権などについての意識や実態、ニーズについての町民意識調査を実施しました。調査結果の一部は、第4章に掲載しています。

【調査方法】 郵送配布・郵送回収

【調査対象】 町内に居住する満18歳以上の男女 1,000人(無作為抽出)

【調査期間】 令和6年8月2日~9月9日 【有効回収】 260票(26.0%)

(2) 立科町男女共同参画プラン策定委員会における協議

有識者や関係団体職員、公募町民などを委員とする立科町男女共同参画プラン策定委員会において、計画の立案や素案の検討を行いました。

第2章 男女共同参画社会を取り巻く立科町の現状

1 統計データからみた立科町のすがた

(1) 人口・世帯

①人口・年齢3区分別人口の推移

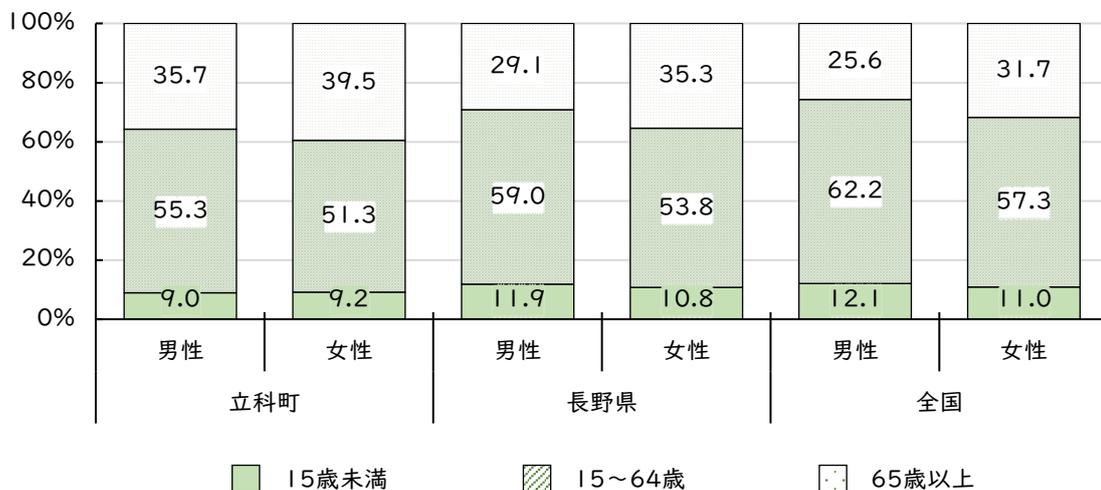
令和6年の総人口は6,724人で、内訳は「15歳未満」が613人、「15～64歳」が3,583人、「65歳以上」が2,528人となっています。平成31年からの推移をみると、総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別では、いずれも減少傾向にあるものの、「65歳以上」の減少幅は他の年齢区分よりも小さくなっています。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

②性別・年齢3区分別人口割合の比較

令和6年の年齢3区分別人口割合を性別にみると、男性は「15～64歳」が女性より多く、女性は「65歳以上」が男性より多くなっています。長野県や全国と比較すると、立科町は長野県や全国より「15～64歳」が少なく、「65歳以上」が多い傾向がみられます。「15歳未満」は、それほど大きな差異はみられません。

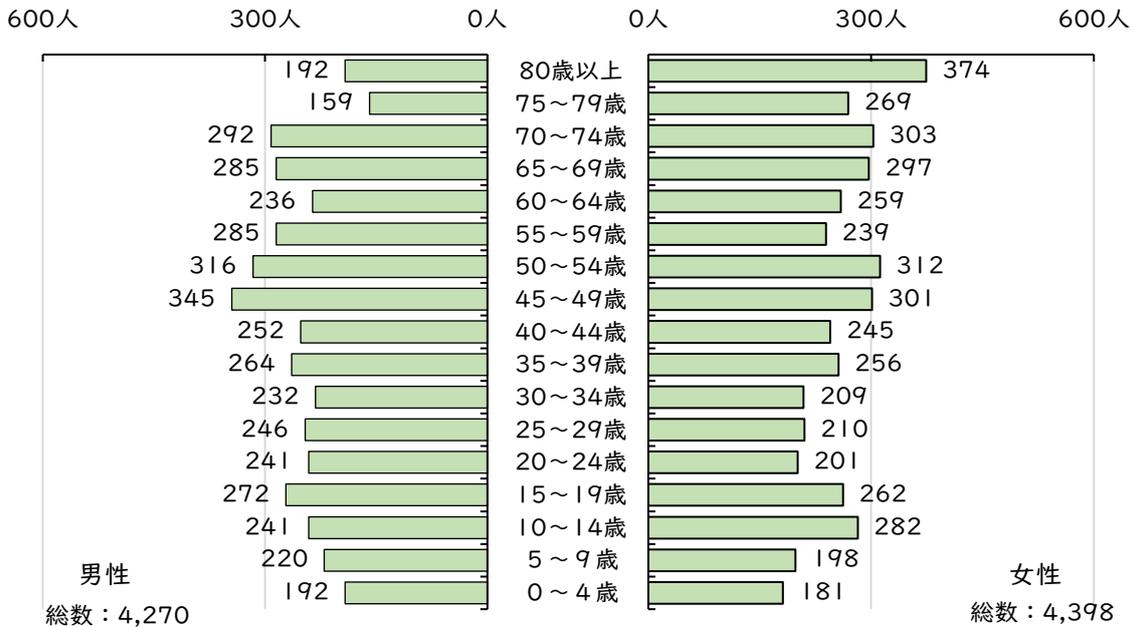


資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（令和6年1月1日時点）

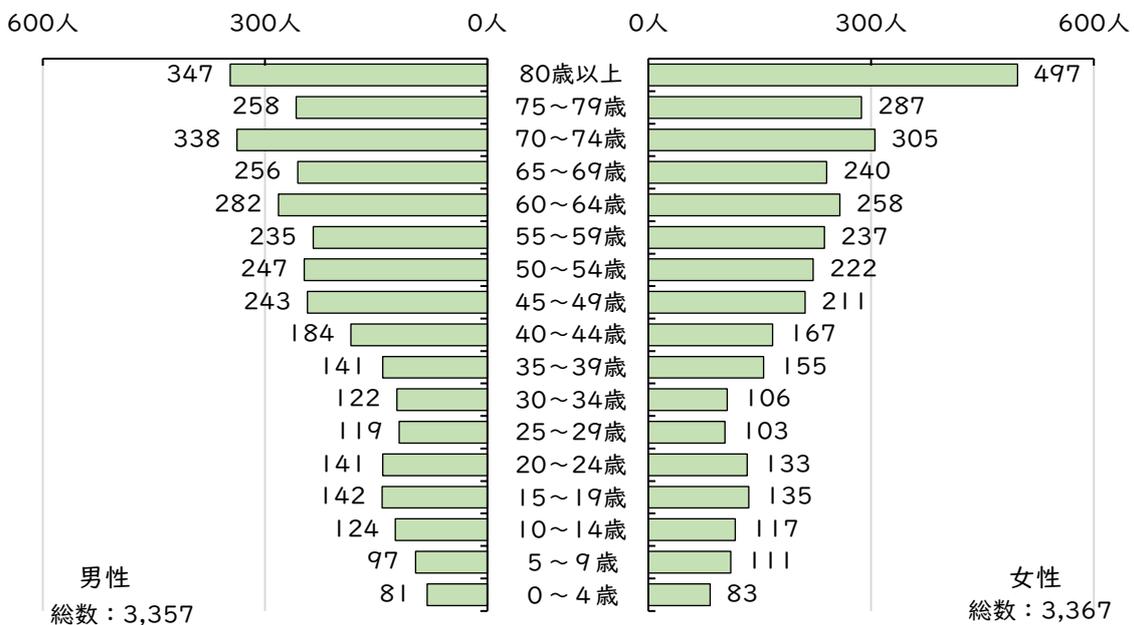
③人口ピラミッド

令和6年の年齢5歳階級別人口を、25年前の平成11年と比較すると、80歳以上の女性が突出して多く、男女ともに45歳未満、50～69歳が少なく、70～79歳が多くなっています。そのため、令和6年のグラフは凸凹が小さく、下に行くほど細くなる逆三角形の形になっています。

平成11年



令和6年

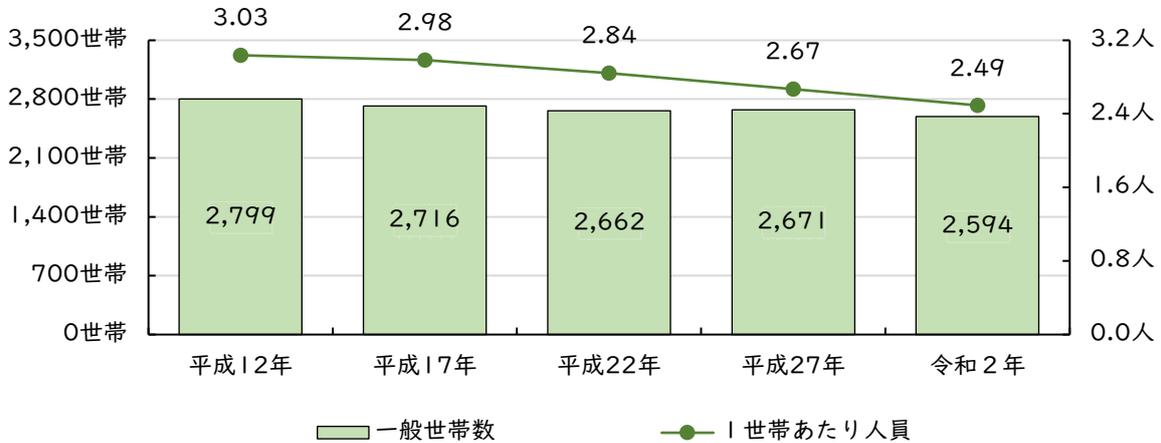


資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

*平成11年は3月31日時点で外国人含まず、令和6年は1月1日時点で外国人含む

④一般世帯※数・1世帯あたり人員の推移

令和2年の一般世帯数は2,594世帯、1世帯あたり人員は2.49人となっています。平成12年からの推移をみると、一般世帯数、1世帯あたり人員ともに減少傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

※国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しており、「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。

⑤世帯の家族類型別一般世帯数の推移

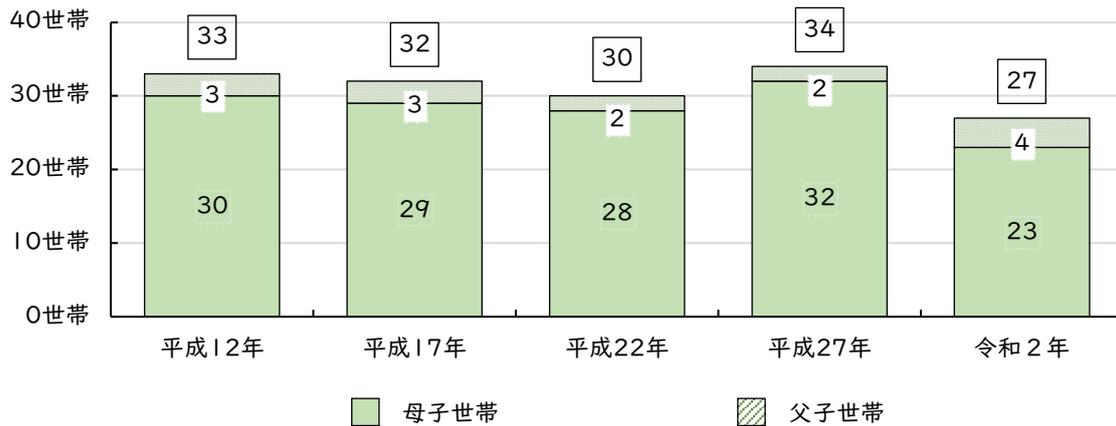
令和2年の一般世帯数を世帯の家族類型別にみると、「ひとり暮らし」が26.4%と最も多く、次いで「夫婦と子」が25.0%、「その他」が24.6%、「夫婦のみ」が24.0%となっています。平成12年からの推移をみると、「ひとり暮らし」、「夫婦のみ」が増加傾向、「その他」が減少傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

⑥ひとり親世帯数の推移

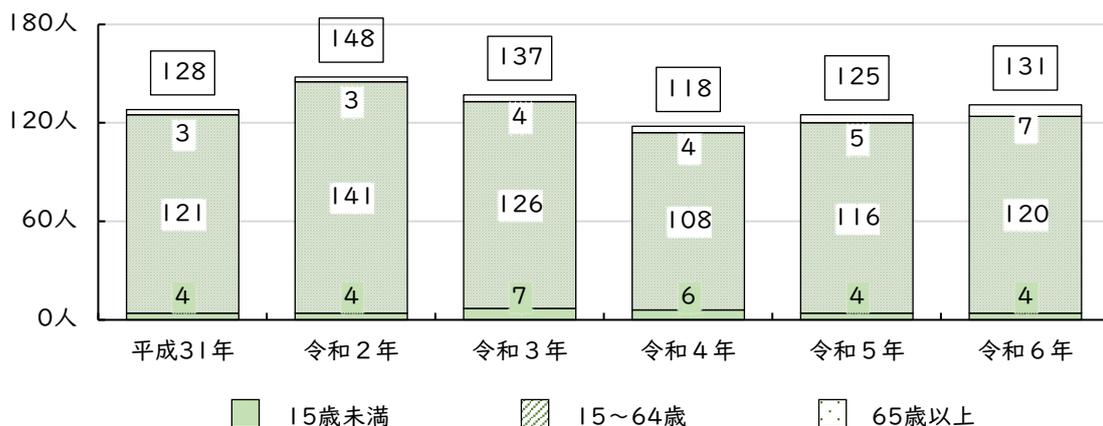
令和2年のひとり親世帯数は27世帯で、内訳は「母子世帯」が23世帯、「父子世帯」が4世帯となっています。平成12年からの推移をみると、ひとり親世帯数は31世帯前後で推移することが多くなっています。ひとり親世帯の種類別では、「母子世帯」、「父子世帯」とともに増減を繰り返しています。令和2年のひとり親世帯に対する割合は「母子家庭」85.2%、「父子家庭」14.8%と、平成27年までの傾向と比較して「母子家庭」が少なく、「父子家庭」が多くなっています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

⑦年齢3区分別外国人人口の推移

令和6年の外国人人口は131人で、内訳は「15歳未満」が4人、「15～64歳」が120人、「65歳以上」が7人となっています。平成31年からの推移をみると、外国人人口は令和2年をピークに減少傾向にありましたが、令和5年に増加傾向に転じています。年齢3区分別では、「15～64歳」が9割以上を占める傾向が続いています。

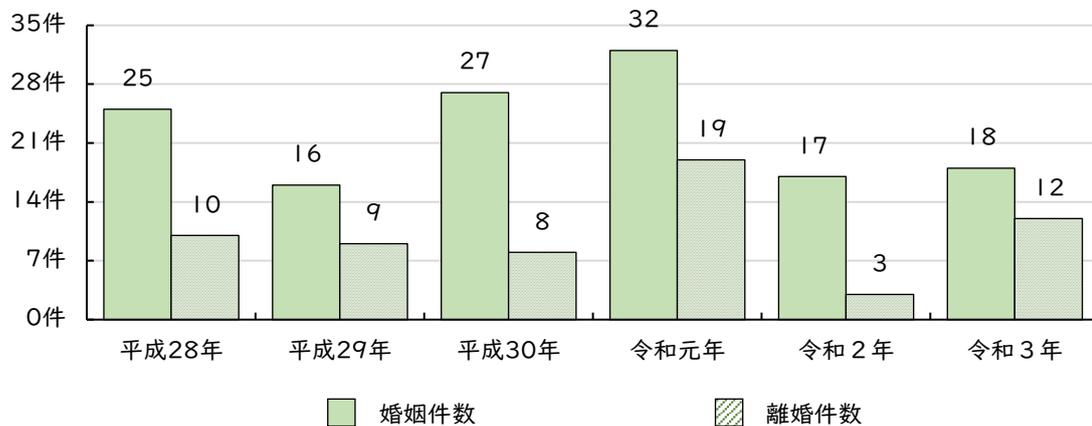


資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

(2) 結婚・出生

① 婚姻件数・離婚件数の推移

令和3年の婚姻件数は18件、離婚件数は12件となっています。平成28年からの推移をみると、婚姻件数、離婚件数ともに令和元年に最も多くなっているものの、目立った特徴はみられず、増減を繰り返しています。



資料：「長野県衛生年報」

② 性別配偶関係別 15歳以上人口割合の推移

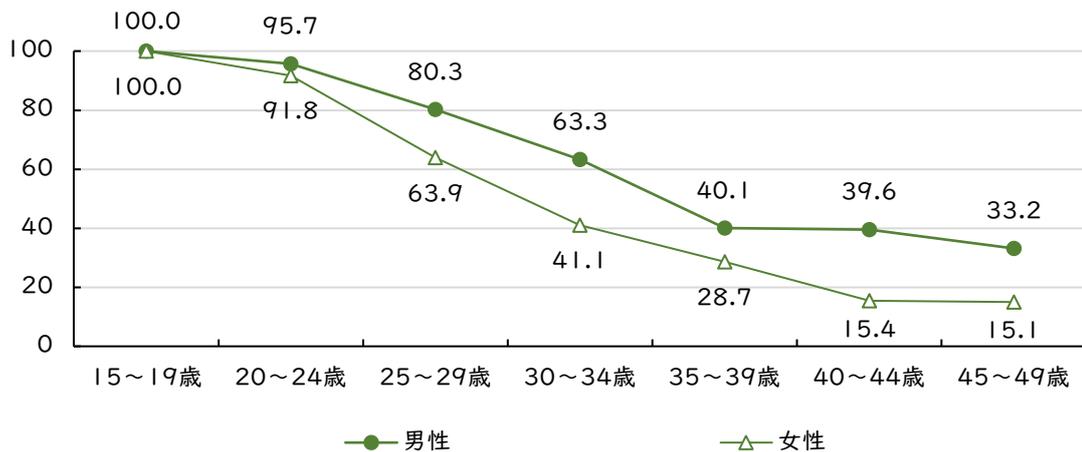
令和2年の配偶関係別15歳以上人口割合を性別にみると、男女ともに「有配偶」が60.4%となっています。また、「未婚」は男性において多く、「死別」は女性において多くなっています。平成12年からの推移をみると、男女ともに大きな差異はみられません。



資料：「国勢調査」(各年10月1日時点)

③性別・年齢別未婚率の比較

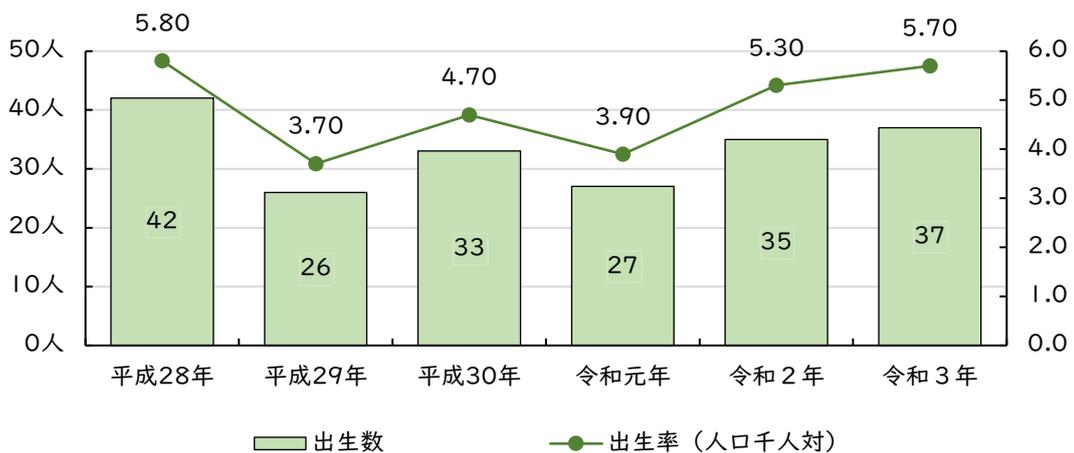
令和2年の未婚率を性別・年齢別にみると、15～19歳を除いて「男性」が「女性」より高くなっています。また、未婚率が50%を下回るのは「男性」で35～39歳、「女性」で30～34歳と、「男性」において遅くなっています。年齢が高くなるほど、「女性」の未婚率は緩やかに低下していくものの、「男性」の未婚率は35～39歳において大きく低下した後、40～44歳において横ばいとなる等、やや特徴的な動きを見せています。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

④出生数・出生率（人口千人対）の推移

令和3年の出生数は37人、出生率（人口千人対）は5.70となっています。平成28年から推移をみると、出生数、出生率（人口千人対）ともに平成28年に最も多く、平成29年～令和元年にかけて少なくなっています。そして、令和2年以降は増加傾向に転じています。

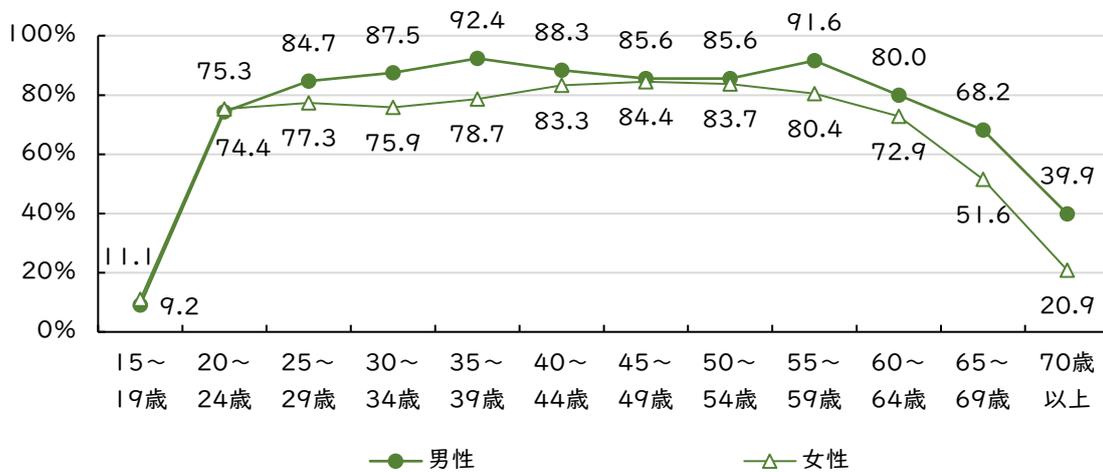


資料：「長野県衛生年報」

(3) 就業等

①性別・年齢別就業率の比較

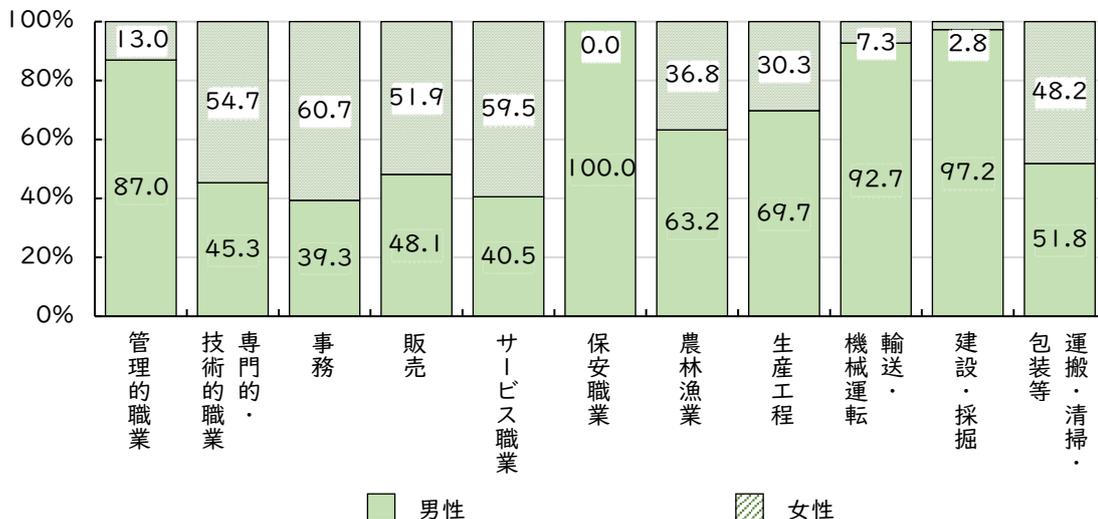
令和2年の就業率を性別・年齢別にみると、15～24歳を除いて「男性」が「女性」より高くなっていますが、45～54歳においては大きな差異はありません。「女性」の就業率は30代以降で上昇傾向が続き、45～49歳で最も高くなった後、低下傾向に転じます。しかし、「男性」の就業率は20代以降上昇傾向が続くものの、40～54歳において横ばい～低下傾向となり、55～59歳において一度上昇した後、再び低下傾向に転じています。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

②性別従事している職業割合の推移

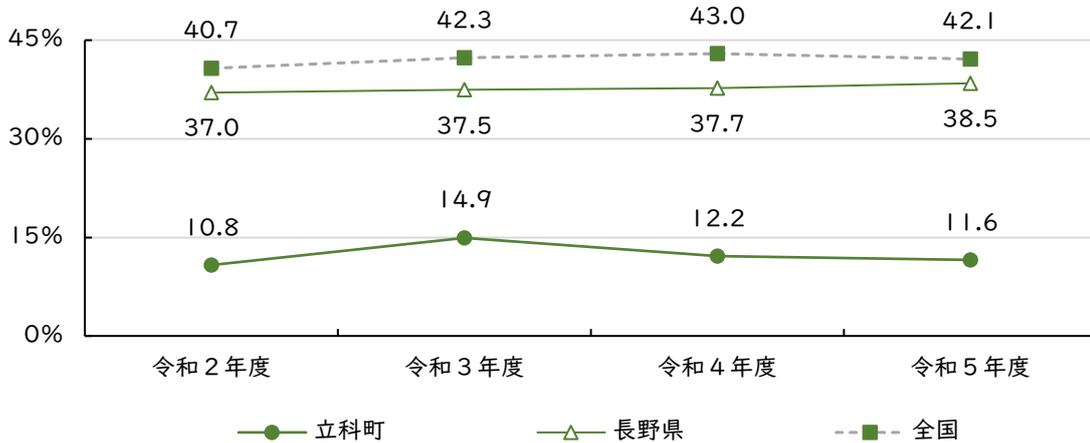
令和2年の従事している職業を性別にみると、管理的職業、保管職業、輸送・機械運転、建設・採掘において「男性」が8割を超えて多くなっています。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

③審議会等における女性委員割合の比較

令和5年度の審議会等における女性委員割合は、11.6%となっています。令和2年度からの推移をみると、令和3年度をピークに低下傾向に転じています。長野県や全国と比較すると、立科町はとても低い水準であることがわかります。本町の審議会等の委員が充て職になっている場合が多いことが要因の1つとなっています。



資料：立科町・長野県「長野県 市町村における「女性の参画状況」マップ」（各年度4月1日時点）
 全国「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」（各年度9月30日時点）

④各種委員会等における女性の割合

令和6年度の町議会等における女性委員割合は、「民生児童委員」が69.6%と最も高く、次いで「教育委員」が50.0%、「保小中の校長教頭」が40.0%などとなっています。一方で、「選挙管理委員」、「区長」、「部落長」は0.0%と、非常に低くなっています。



資料：「社会教育課」（令和6年4月1日時点）

2 立科町男女共同参画長期プランⅣの評価

| 基本目標・施策・取組 | 取組数 | 評価 |
|---|-----------|----------|
| 基本目標1 男女共同参画の基盤づくり | 22 | C |
| 施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | 8 | C |
| (1) 行政機関等における女性の参画拡大 | 4 | C |
| (2) 女性が政治的・経済的・社会的・文化的に力を持ち活躍するための支援 | 4 | C |
| 施策2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革 | 5 | C |
| (1) 男女の役割分担を固定化しがちな社会制度・慣行の見直し | 2 | E |
| (2) 男女が共に認め合い、個性と能力を発揮できる意識啓発の推進 | 3 | A |
| 施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | 6 | C |
| (1) 幼少期からの意識づけのための学校教育の充実 | 3 | C |
| (2) 家庭教育・社会教育における男女の固定的役割分担の意識改革の充実 | 3 | C |
| 施策4 国際化の進展の中での男女共同参画の推進 | 3 | C |
| (1) 国際交流の推進を通じた国際感覚の醸成 | 1 | D |
| (2) 外国籍の人々とお互いの文化を認め合い共生できる社会づくり | 2 | C |
| 基本目標2 多様な生き方ができる環境づくり | 19 | D |
| 施策1 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保 | 7 | C |
| (1) 男女が共に働きやすい職場環境の改善のための啓発 | 1 | C |
| (2) 男女間の社会参加における格差の積極的解消の推進 | 2 | A |
| (3) 女性の能力発揮に対する支援の充実 | 4 | C |
| 施策2 農林商工業等の自営業における男女共同参画の環境づくり | 3 | E |
| (1) 農業、商工業等自営業における労働に対する対価等の正当な評価と待遇の確保のための環境整備 | 3 | E |
| 施策3 地域社会における男女共同参画の推進 | 5 | E |
| (1) 地域における方針決定過程への女性の参画促進と活力ある地域組織づくり | 3 | E |
| (2) 環境・観光等の分野での男女共同参画の推進 | 2 | E |
| 施策4 男女の仕事と生活の調和 | 4 | D |
| (1) 自分の生き方に合った仕事と生活の調和の実現 | 3 | C |
| (2) 子育て、介護等を支援する体制の充実 | 1 | E |
| 基本目標3 安全で安心な社会づくり | 30 | C |
| 施策1 人々が安心して暮らせる環境の整備 | 5 | C |
| (1) 一人ひとりが生涯を通じて安心して暮らせる環境の整備 | 3 | D |
| (2) ひとり親家庭の自立支援 | 2 | B |
| 施策2 男女間のあらゆる暴力の根絶 | 11 | C |
| (1) 配偶者暴力防止法による暴力(身体・言葉・経済的等)の根絶のための基盤づくり | 5 | C |
| (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援 | 2 | C |
| (3) 性犯罪、ストーカー事案等への | 2 | C |
| (4) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止 | 2 | C |
| 施策3 生涯を通じた男女の健康支援 | 7 | B |
| (1) 健康をおびやかす問題についての支援 | 4 | B |
| (2) 男女の年代等に応じた健康支援 | 3 | B |
| 施策4 防災分野における男女共同参画の推進 | 7 | E |
| (1) 男女共同参画による防災体制強化の推進・意識の向上 | 2 | E |
| (2) 防災分野への女性の参画推進 | 5 | E |

※この評価点は、担当課による主観的な評価です。

(A: 90点以上、B: 70点~89点、C: 40点~69点、D: 20点~39点、E: 0点~19点)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての人が輝くために

男女共同参画は、決して女性を優遇するためのものではありません。これまで不当な扱いを受けることが多かった女性を、男性と平等に扱い、ワーク・ライフ・バランスを推進することで、すべての人が自分らしく生きることができ、自らの個性や能力を発揮して夢や希望を実現できる社会をつくることを目的に始まった取組です。

女性活躍など、女性に特化した取組が進められていることは事実ですが、最終的にめざしているのはすべての人が輝くことができる社会の実現です。性別によって生き方が限定されることなく、一人ひとりの希望や意思が十分に尊重されるよう、今後も引き続き男女共同参画の推進に向けた取組を行う必要があります。

このような背景から、本計画における基本理念は、『すべての人が輝くために』とします。町内に居住するすべての方々が最も輝くことができる生き方を選択することができるよう、町として男女共同参画の推進に努めます。

2 基本目標

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画を推進する上での最も大きな問題は、これまで当たり前だと考えられてきた性別による役割分担です。習慣付いているものを変えることは簡単なことではありませんが、意識改革に向けた啓発活動や教育などを地道に継続します。また、世界的にみて日本の男女格差は未だに大きいことから、国際交流などを通じた意識改革にも取り組みます。

2 社会のあらゆる分野において男女共同参画を促進する仕組みづくり

政策・方針決定過程への女性の参画や女性の視点からの災害対策など、社会のあらゆる場面において以前よりも女性が登用されることが多くなりつつあります。しかし、男性に比べるとその数はまだ少ないことから、意欲のある女性が活躍することができるよう、あらゆる分野における女性の登用を求めるとともに、女性にも積極的な参画を求めます。

3 誰もが能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり

歴史的にみると女性は家事や育児を担うことが多かったものの、現代社会では女性であってもその能力を最大限活かして社会で活躍することが認められ、求められています。また、男性も家事や育児に参画することが求められているように、男女ともに本人の希望に応じて仕事と家事・育児のバランスをとることができる環境整備が急務とされています。

4 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

自分らしく暮らすためには、最低限の安全・安心な暮らしが保証されていることが重要です。必要な医療を受けることができたり、暴力やハラスメントから心身を守ることができたり、生活上の困難に対する支援を受けることができたりすることなど、安全・安心な暮らしを保証するために必要な支援は多岐に渡ります。

3 計画の体系図

基本理念 すべての人が輝くために

| 基本目標 | 施策 | 目標達成のための施策 |
|--|---|--|
| 1 男女共同参画社会の 実現に向けた意識づくり | 1-1 男女共同参画の視点に 立った意識改革 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の役割分担を固定化しがちな社会制度・慣行の見直し (2) 男女がともに認め合い、個性と能力を発揮できる意識啓発の推進 (3) 国際交流の推進を通じた国際感覚の醸成 |
| | 1-2 男女共同参画の視点に 立った教育・学習の充実 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 幼少期からの意識づけのための学校教育の充実 (2) 家庭教育・社会教育における男女の固定的役割分担の意識改革の充実 |
| 2 社会のあらゆる分野に おいて男女共同参画を 促進する仕組みづくり | 2-1 地域や職場などの方針決定 の場での女性活躍の促進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政機関等における女性の参画拡大 (2) 女性が政治的・経済的・社会的・文化的に力を持ち活躍するための支援 |
| | 2-2 男女共同参画の視点を 反映した地域づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における方針決定過程への女性の参画促進と活力ある地域組織づくり (2) 環境等の分野での男女共同参画の推進 (3) 防災分野での男女共同参画の推進 |
| 3 誰もが能力を発揮 するための就業環境・ 家庭環境づくり | 3-1 職業生活における 女性活躍の推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 男女がともに働きやすい職場環境の改善のための啓発 (2) 男女間の社会参加における格差の積極的解消の推進 (3) 女性の能力発揮に対する支援の充実 (4) 農業、商工業等自営業における労働に対する対価等の正当な評価と待遇の確保のための環境整備 |
| | 3-2 すべての町民の ワーク・ライフ・バランス 実現の推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 自分の生き方に合った仕事と生活の調和の実現 (2) 子育て、介護等を支援する体制の充実 |
| 4 誰もが安全・安心に 暮らせる環境づくり | 4-1 すべての町民の健康づくりと 生きがいづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりのための支援 (2) 生きがいづくりのための支援 |
| | 4-2 ジェンダーに基づく あらゆる暴力の根絶 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援 (2) 性犯罪、ストーカー事案等への取組 (3) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止 |
| | 4-3 生活上の様々な困難を 抱える人が安心して 暮らせる社会の整備 | <ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭の自立支援 (2) 外国籍の人々とお互いの文化を認め合い共生できる社会づくり (3) 多様な性のあり方への理解の推進 |

第4章 施策の展開

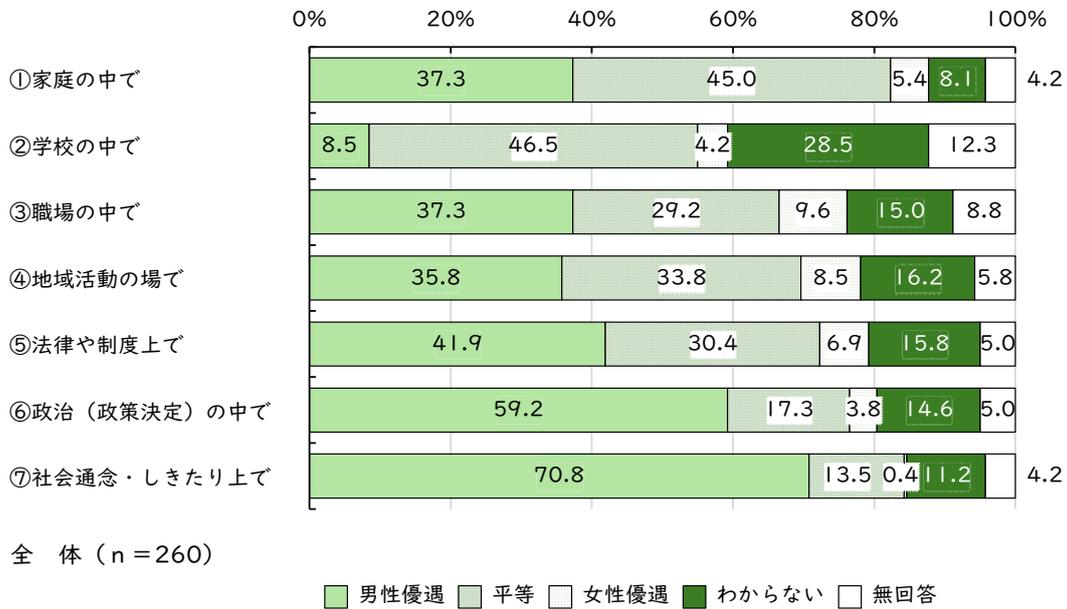
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

1-1 男女共同参画の視点に立った意識改革

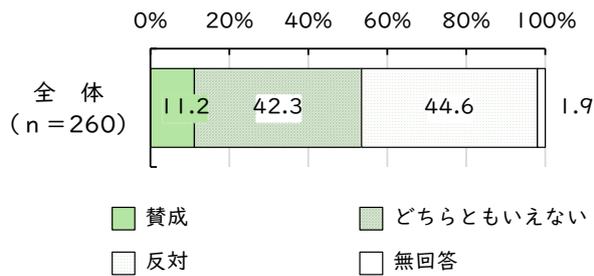
現状と課題

- 男女共同参画社会の実現をめざすようになった背景には、これまでの日本の歴史で培われてきた性別による固定的な役割分担意識や男性優位の考え方があります。
- 性別による身体づくりに違いはあるものの、男性も女性も1人の人間として平等に扱われるべきです。
- 男女共同参画社会を形成するためには、男女がお互いに一人ひとりの個性を尊重しつつ、能力を発揮し、社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程にともに参画することが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症による厳しい制限が解除されたことで、外国からの旅行客が年を追うごとに増えています。多文化共生の観点では、国籍などが異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築くことが大切です。これは、男女共同参画の考え方とも共通する部分があります。
- (町民意識調査) 分野ごとの男女の関係をみると、《①家庭の中で》と《②学校の中で》を除いた分野において「男性優遇」が最も多くなっています。特に、《⑥政治(政策決定)の中で》と《⑦社会通念・しきたり上で》においては、「男性優遇」が半数以上と非常に多くなっています。社会全体として、未だに性別による役割分担意識が強いことがうかがえます。
- (町民意識調査) 『性別で役割を固定する考え方』について「反対」が4割を超えて最も多く、「賛成」の11.2%を大きく上回っています。一方で、「反対」と同程度が「どちらともいえない」と中立の立場であることから、この層が性別による役割分担意識について反対するという意見が持てるよう、引き続き啓発が必要だと考えます。
- (町民意識調査) 『男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ』と思うかについて「そう思わない」が9割を超えて突出しています。経済的な問題などから女性も外に働きに出なければならない事情がある場合も少なくないものの、概ね好ましい結果となっています。

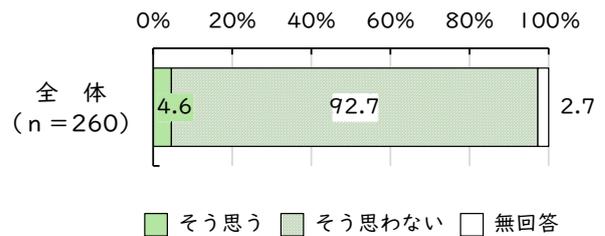
分野ごとの男女の関係



「性別で役割を固定する考え方」について



「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」と思うか



※第4章に掲載しているグラフは、令和6年8～9月に実施した「立科町男女共同参画に関する町民意識調査」のものです。

| |
|-------------|
| 基本方針 |
|-------------|

- ▶ 男女共同参画を推進するために、社会的な固定的性別役割分担や制度・慣行の見直しを進めます。
- ▶ 男女がともに認め合える社会の実現に向け、男女共同参画への理解が深まるように適切な意識啓発を推進します。
- ▶ 国際交流を通じた国際感覚の醸成に向け、情報提供を図ります。

| |
|-------------------|
| 目標達成のための施策 |
|-------------------|

(1) 男女の役割分担を固定化しがちな社会制度・慣行の見直し

| 取組 | 担当課 |
|--|-------|
| 地域のしきたり、職場や家庭生活などにおいて男性と女性が公平でない慣行等がないか情報収集し、男女共同参画の視点に立って見直しができるよう啓発資料の配布等の情報発信を行います。 | 社会教育課 |

(2) 男女がともに認め合い、個性と能力を発揮できる意識啓発の推進

| 取組 | 担当課 |
|---|-------|
| 社会制度や慣行の背景にある固定的性別役割分担意識の解消のため、また男女共同参画の理念への理解を深め、定着させるために、県など関係機関が発行している広報資料等を配布するとともに、町の行政情報配信システム“たてしなび”やSNS等を活用した広報活動を行います。 | 社会教育課 |

(3) 国際交流の推進を通じた国際感覚の醸成

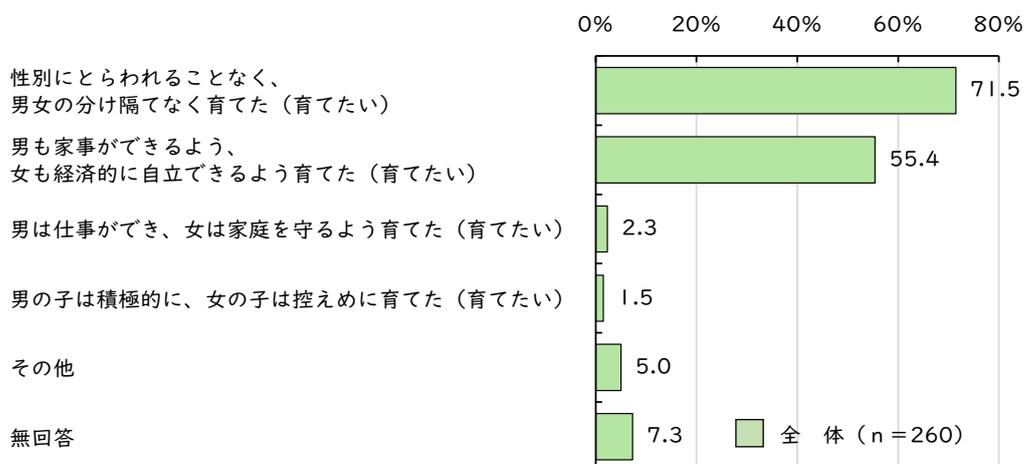
| 取組 | 担当課 |
|--|-------|
| 県等関係機関からの男女共同参画における国際的な動向や、女性の社会参画に関する諸外国のデータ等の情報提供を積極的に行います。また、姉妹都市であるオレゴン市との交流により国際感覚の醸成を図ります。 | 社会教育課 |

1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

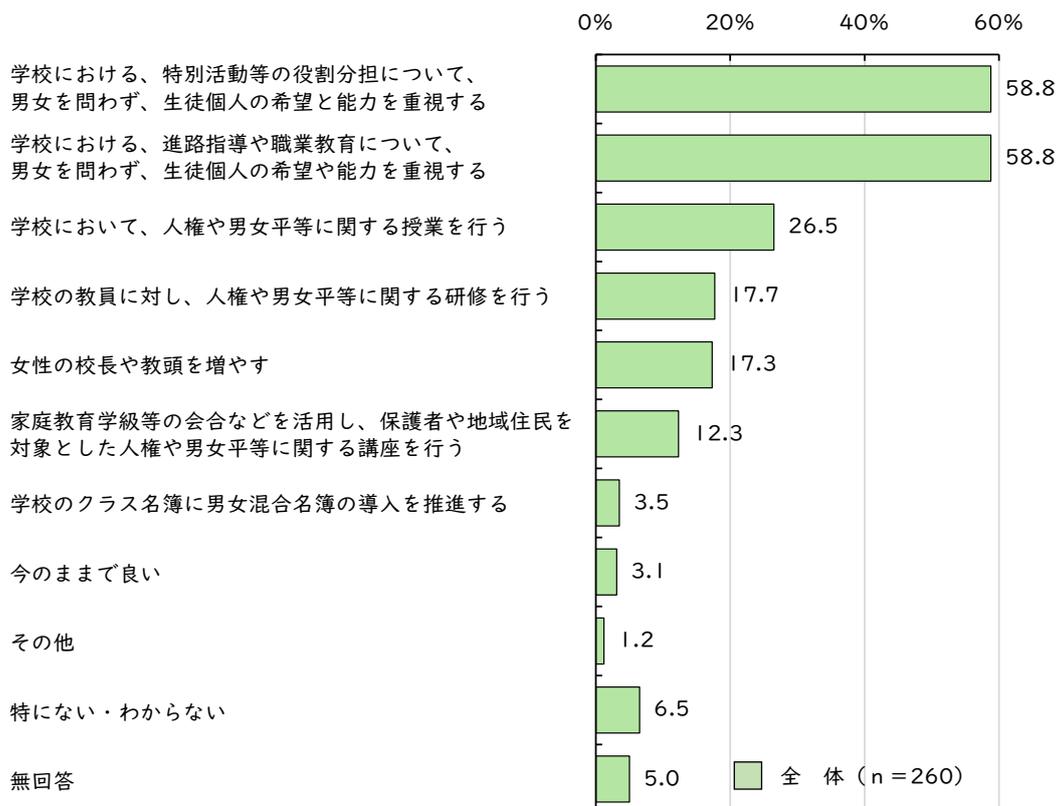
現状と課題

- 固定的性別役割分担等に対する考え方は、育った家庭環境の影響を強く受けます。そのため、幼い頃から男女共同参画の考え方を、身近なものとするのが大切です。
- 小中学校の教育においては、社会科で基本的人権の尊重、男女平等、男女がともに協力しあう意義、異性への正しい理解と人格の尊重などの学習が行われています。
- こどもの頃から社会・経済・雇用など基本的な仕組みや権利を学ぶとともに、仕事と生活の調和の重要性、家庭・地域における男女共同参画に対する正しい認識を持つてもらうために、情報や学習機会の提供、相談体制の充実を行う必要があります。
- （町民意識調査）お子さんの教育方針は、「性別にとらわれることなく、男女の分け隔てなく育てた（育てたい）」が約7割と最も多く、「男も家事ができるよう、女も経済的に自立できるように育てた（育てたい）」が続いています。いずれも、性別にとらわれない考え方の教育方針です。
- （町民意識調査）子どもたちに対する教育に必要なことは、「学校における、特別活動等の役割分担について、男女を問わず、生徒個人の希望と能力を重視する」、「学校における、進路指導や職業教育について、男女を問わず、生徒個人の希望や能力を重視する」が約6割と最も多く、生徒一人ひとりに寄り添った対応が求められています。

お子さんの教育方針



子どもたちに対する教育に必要なこと



| |
|-------------|
| 基本方針 |
|-------------|

- ▶ 家庭や地域において、男女共同参画を推進する教育・学習の一層の充実を図るとともに、支援を行います。
- ▶ 社会的な固定観念や制度・慣行の見直しが進むよう、意識啓発の推進や情報提供を行います。

| |
|-------------------|
| 目標達成のための施策 |
|-------------------|

(1) 幼少期からの意識づけのための学校教育の充実

| 取組 | 担当課 |
|---|--------|
| こどもたちが自らの生き方を主体的に選択し、将来の生活設計ができるよう県等関係機関から発信された資料等の情報提供を行います。 | こども教育課 |
| 男女ともに一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。 | こども教育課 |
| 男女共同参画の理解を深めるための学校での教育を支援します。 | こども教育課 |

(2) 家庭教育・社会教育における男女の固定的役割分担の意識改革の充実

| 取組 | 担当課 |
|--|-----------------|
| 固定的性別意識解消のため、県等から発信される事例情報や学習会の開催情報等を継続して行います。 | 社会教育課 |
| 地域組織・PTA・保護者会とも連携し、各種研修会、講座等において男女共同参画に関する内容を扱います。 | こども教育課 社会教育課 |

| |
|-------------|
| 数値目標 |
|-------------|

| 項目 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和11年度) |
|--|----------------|-----------------|
| ① “社会通念・しきたり上で”、 男女の関係が「平等」と回答した割合の増加 | 13.5% | 20%以上 |
| ② “性別によって役割を固定する考え方”について、『反対 (「どちらかといえば反対」+「反対」)』と回答した割合の増加 | 44.6% | 50%以上 |

①～② 町民意識調査

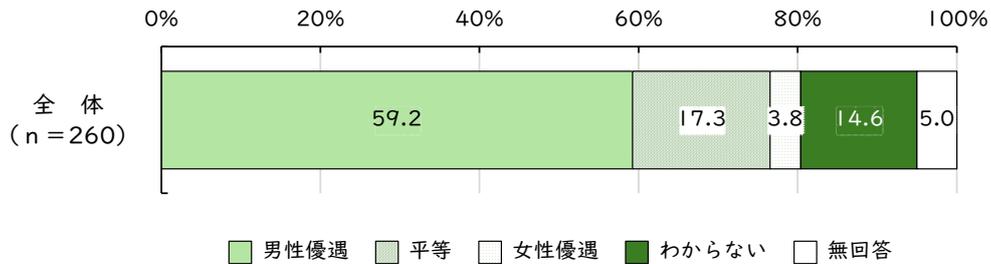
基本目標2 社会のあらゆる分野において男女共同参画を促進する仕組みづくり

2-1 地域や職場などの方針決定の場での女性活躍の促進

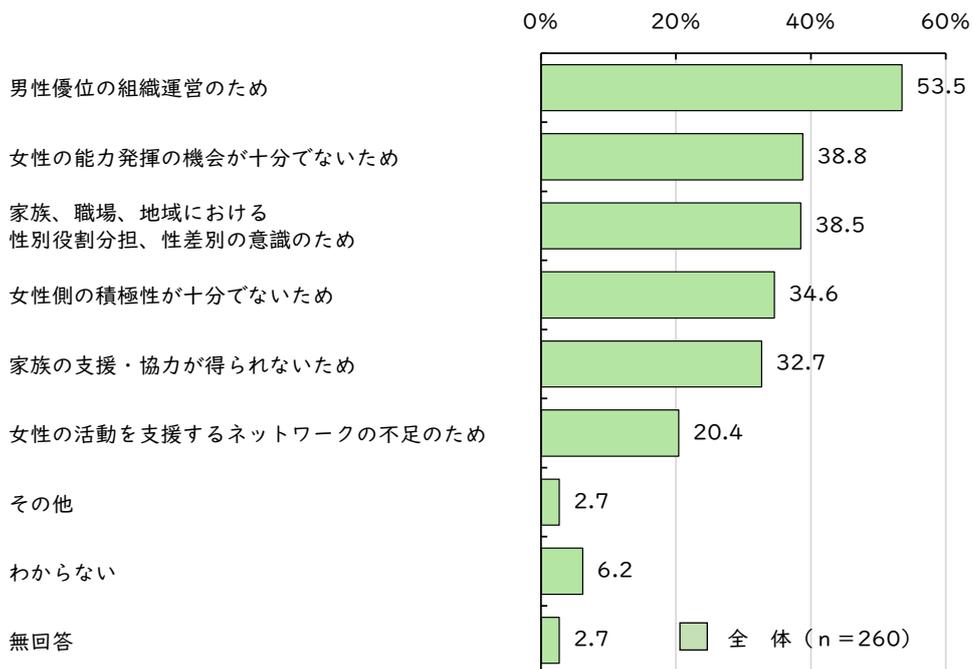
現状と課題

- 政策・方針決定過程に参画する女性は以前に比べると増加傾向にあるものの、男性と同水準には程遠い状況です。しかし、施策の影響を受ける者の半数は女性であることから、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していかなければなりません。
- 現代の少子高齢化社会では、育児・介護の問題や就労形態の変化など多様な課題を解決しなければなりません。社会構造の変化に伴う政策施策の変化に、幅広く女性の意見や主張を取り入れる必要があります。
- 多様な人材の能力を活かし、様々な視点や新たな発想を取り入れ、活力ある経済社会を構築するためにも、あらゆる分野において女性の参画を進めることが求められます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、委員会等の選任方法の見直しを行い、地域組織や団体、企業などに働きかけ、次世代の人材育成を図る必要があります。
- (町民意識調査) 政治(政策決定)の中での男女の関係は、「男性優遇」が約6割と最も多く、「平等」は2割未満に留まっています。また、政治や行政において『政策の企画や方針決定の過程に女性がほとんど進出していない』理由は、「男性優位の組織運営のため」が半数を超えて最も多く、「女性の能力発揮の機会が十分でないため」、「家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識のため」が続いています。

政治（政策決定）の中での男女の関係



政治や行政において「政策の企画や方針決定の過程に女性がほとんど進出していない」理由



| |
|-------------|
| 基本方針 |
|-------------|

- ▶ 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。
- ▶ 女性が活躍できるための基盤づくりに向けた意識の啓発や支援を行います。

| |
|-------------------|
| 目標達成のための施策 |
|-------------------|

(1) 行政機関等における女性の参画拡大

| 取組 | 担当課 |
|---|------|
| 各種委員会、審議会等における委員の選任にあたっては、可能な限り公募枠を設定するとともに、代表者に限定しない適任者の推薦依頼など、団体推薦や職名委嘱等の見直しを図り、広い分野からの人材についての情報収集を進め、女性の委員の割合が4割になるよう努めます。 | 各所管課 |
| 男女を問わない採用・登用、性別にとらわれない人事配置を考慮し、町役場における女性職員がその能力を発揮し、政策・方針決定の過程への参画を通して管理職へ積極的に登用されるよう、人材育成の方策について検討します。 | 総務課 |

(2) 女性が政治的・経済的・社会的・文化的に力を持ち活躍するための支援

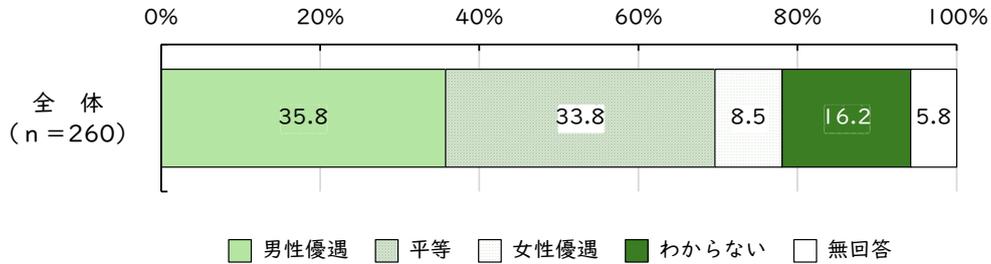
| 取組 | 担当課 |
|---|-------|
| 企業や地域団体の方針決定の場への女性の登用の必要性などについて啓発を行い、女性の参画促進の重要性・必要性について理解の促進を図ります。 | 社会教育課 |
| 性別に関わらず、県等関係機関が開催する能力を十分に発揮するためのセミナー受講に向け、情報提供などを行います。 | 社会教育課 |
| 女性の能力向上やリーダー育成のための県等の講座、セミナーなどに関する情報提供を継続的に行い、参加を呼びかけます。 | 社会教育課 |

2-2 男女共同参画の視点を反映した地域づくりの推進

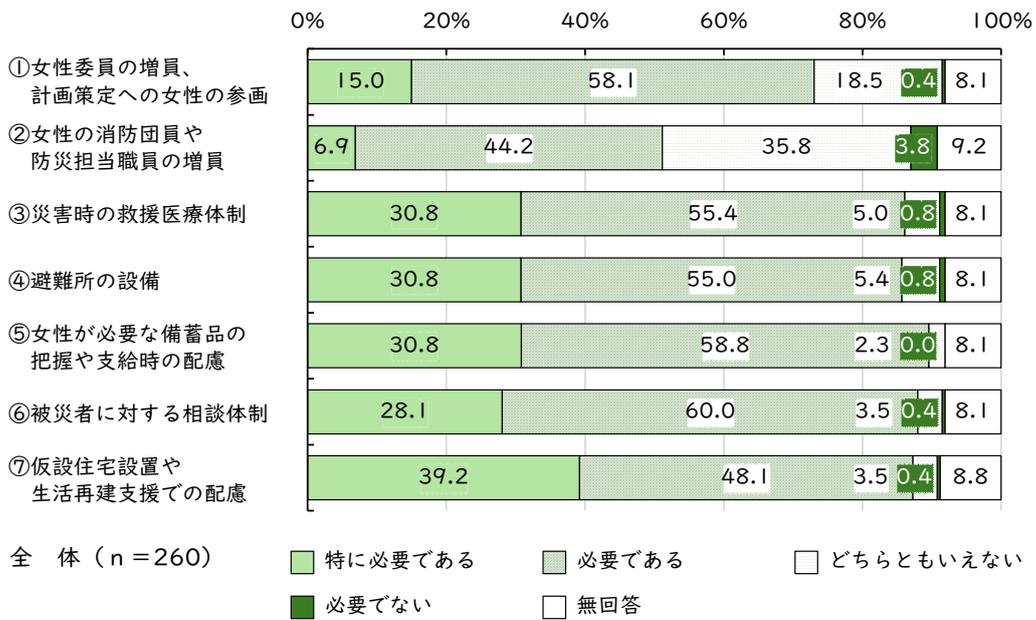
現状と課題

- 自治会等の集まりや地域活動は、地域住民同士の結び付きを強くし、日頃の助け合いや緊急時の協力体制の構築につながります。そのため、性別にかかわらず、地域活動においてそれぞれの得意分野や能力を活かすことができれば良いのですが、実際は古くからの慣習に則り、性別や年齢層によって活動内容が限定されてしまうことがあります。
- 保育園保護者会等、地域組織の中で女性が大きな役割を果たしている組織もありますが、多くの組織で方針を決定する役員等は、男性が圧倒的に多くなっています。地域組織のリーダー等への女性の参画を推進するためには、従来のしきたりや慣習等についての意識改革が不可欠です。
- 環境の分野では、女性の高い関心や経験を活かしながら、環境問題を解決し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を進める必要があります。
- 近年、全国的に自然災害が発生しており、防災・減災への関心が高まっています。また、東日本大震災等の経験から、女性が地域の防災に関わることの重要性を訴える声が高まっています。事前の備えや避難所の運営、被災者支援等において、男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。
- 多様な視点を反映した防災対策を実施するため、防災会議や消防団員等、防災分野への女性の参画を進める必要があります。
- （町民意識調査）地域活動中での男女の関係は、「男性優遇」が3割以上と最も多いものの、「平等」もほぼ同率で続いています。極端に「男性優遇」が多いわけではないですが、一部ではまだ男性の意見が通りやすかったり、女性が地域行事において調理などの役割を担っていたりすると考えられます。
- （町民意識調査）男女共同参画の視点から必要だと思う防災・災害復興対策は、《①女性委員の増員、計画策定への女性の参画》、《②女性の消防団員や防災担当職員の増員》を除いた対策において「特に必要である」が3～4割前後、「必要である」と合わせると9割近くと多くなっています。女性の参画が明確に示されている《①女性委員の増員、計画策定への女性の参画》、《②女性の消防団員や防災担当職員の増員》においては「特に必要である」が2割未満と少なく、あまり積極的な姿勢はみられません。

地域活動の中での男女の関係



男女共同参画の視点から必要だと思う防災・災害復興対策



基本方針

- ▶ 地域における方針決定過程への女性の参画を推進するため、組織の見直しや情報提供・意識啓発を行います。
- ▶ 多様な分野での男女共同参画の推進に向け、女性の登用を図るとともに、能力を活かすための情報提供に努めます。
- ▶ 男女共同参画の視点を取り入れ、協働による防災体制の強化・防災意識の向上に継続的に取り組みます。

目標達成のための施策

(1) 地域における方針決定過程への女性の参画促進と活力ある地域組織づくり

| 取組 | 担当課 |
|--|---------------|
| 区・公民館、PTA等が主体的・積極的に男女共同参画に取り組むためには、組織の役員の業務負担が大きいことが課題となっているため、業務の見直しや業務改善などを含め、引き続き役員の選出方法、組織の見直しなど先進的な事例の情報収集・提供に努めます。 | こども教育課 総務課 |
| 自治会・PTA等の方針決定過程への女性の参画の拡大のため、地域組織のリーダーを対象に、男女がともに地域活動に参画することの意義について理解を深める研修会等を行い、男性の理解と協力を得るための啓発に加え、女性自身の積極的な参画を推進するための啓発を行います。 | こども教育課 総務課 |
| 子育て支援活動・介護活動等の特定の性や世代で担われている分野への男女双方の参画を進めるため、事例の収集・提供・意識啓発を行います。 | 社会教育課 |

(2) 環境等の分野での男女共同参画の推進

| 取組 | 担当課 |
|--|-------|
| 環境審議会、環境整備委員会等の委員については、公募枠の設定や代表者に限定しない適任者の推薦依頼等により、女性の登用の促進を図ります。また、環境問題に関する女性の関心や豊かな知識経験を活かせるよう、情報提供に努めます。 | 建設環境課 |

(3) 防災分野での男女共同参画の推進

| 取組 | 担当課 |
|---|-----|
| 町防災計画、各種災害対応マニュアル及び災害用備蓄品の見直しにあたって、男女共同参画の視点に配慮します。 | 総務課 |
| 防災分野の男女共同参画を推進するため、町防災会議への女性委員の登用や女性消防団員加入を促進し、防災に関する施策や整備に多様な意見の反映に努めます。 | 総務課 |
| 平常時及び災害発生時に住民自らが被害を防止・軽減するため、地域全体の安全を守る活動を行う自主防災組織について、男性だけでなく女性の参画も促し、活動の活性化を図ります。 | 総務課 |
| 地域住民が災害対策の主役であり、“自らの命は自ら守る”という意識を持つことに加え、防災訓練等の計画段階から男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めます。 | 総務課 |

数値目標

| 項 目 | 現 状 値 | 目 標 値 (令和11年度) |
|--------------------------------------|------------------|-------------------|
| ① 審議会等における女性委員割合の増加 | 11.6% (令和5年度) | 40% |
| ② 管理的職業従事者における女性の割合の増加 | 13.0% (令和2年度) | 20% |
| ③ “地域活動の場で”、 男女の関係が「平等」と回答した割合の増加 | 33.8% (令和6年度) | 40%以上 |

① 社会教育課 / ② 国勢調査 / ③ 町民意識調査

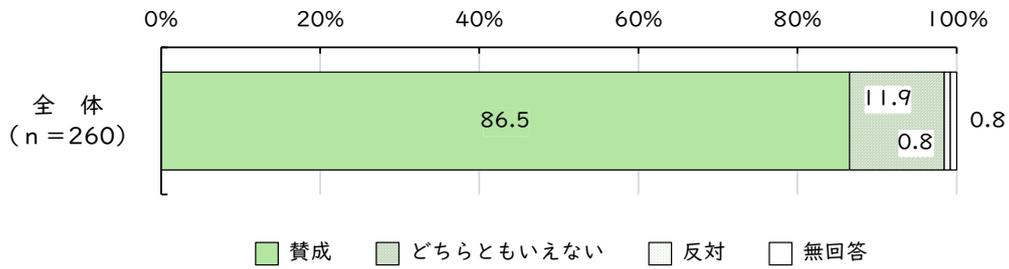
基本目標3 誰もが能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり

3-1 職業生活における女性活躍の推進

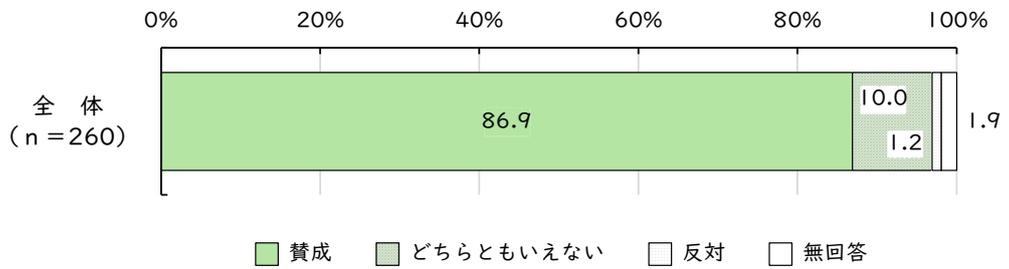
現状と課題

- 女性も男性も、能力を十分に発揮できる機会及び待遇が確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。以前と比較すると法制度等の整備が進んだことにより、女性の社会進出が進んでいるといわれています。しかし、就業を継続する希望がありながら、出産・育児や介護等により、就業の中断を余儀なくされる女性が少なからずいることも事実です。
- 外で働く女性が増えたことで、これまで女性が担うことが多かった家事や育児などに男性も参画することが強く求められています。
- 働く男女が家事や育児に参画するためには、時短勤務や在宅勤務、休業制度などの多様な働き方が必要となることがあります。雇用する側が、家事や育児も生活を構成する重要な要素であることを認識し、働き方に複数の選択肢を設けることが求められます。
- 育児休業制度、介護休業制度など、様々な法制度が成立し、就業を一時中断して育児や介護に専念できる環境が整ってきていますが、各種サービスを適切に利用することで、負担の軽減を図る必要があります。
- 女性の就労環境を改善し、就業意欲を高める取組を行うとともに、商工業分野においては、活躍の場の拡充や創業支援等の情報提供を行っていく必要があります。
- 農林業や商工業などの自営業においては、固定的役割分担意識に基づく慣行などにより、女性が本来持てる力を十分に発揮できない状況が未だ続いています。意識改革や能力開発など、女性が活躍できる環境づくりを推進し、方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、女性の果たしている役割や価値を適正に評価することが重要です。
- 担い手不足が課題であることから、女性農林業者の育成や活動の支援が必要です。商工業においては、商工会女性部の部員数が年々減少し、女性組織の弱体化が懸念されています。県などで主催する講習会・研修会などの情報を広く周知し、能力開発や働きやすい環境整備を進める必要があります。
- (町民意識調査) 男性の育児休業、介護休業の取得は、いずれも「賛成」が8割以上と多く、好意的な意見が多くなっています。
- (町民意識調査) 望ましい女性の就労のかたちは、「生涯を通じて仕事を持ち、結婚後、出産後も家庭と両立させる」が半数を超えて最も多く、「出産後いったん退職し、子どもがある程度大きくなったら、再び仕事を持つ」が続いています。『結婚または出産を機に退職し、家庭のことに専念する』は1.6%に留まり、「女性は仕事を持たない方がよい」は0.0%となっています。
- (町民意識調査) 職場での女性の地位向上のために必要なことは、「男女ともに育児休業や介護休業がとりやすいよう制度の整備・充実を行うこと」が半数と最も多く、「職場において、配置や研修で性別による差をつけないこと」が続いています。
- (町民意識調査) 女性が働き続けるために特に整えばよい環境は、「労働時間短縮、在宅勤務、フレックスタイム(時差出勤)など多様な働き方」が約半数と最も多く、「夜間保育、病児保育、長時間保育施設」、「取得しやすい育児、介護、ボランティア等の休暇・休業制度」が続いています。

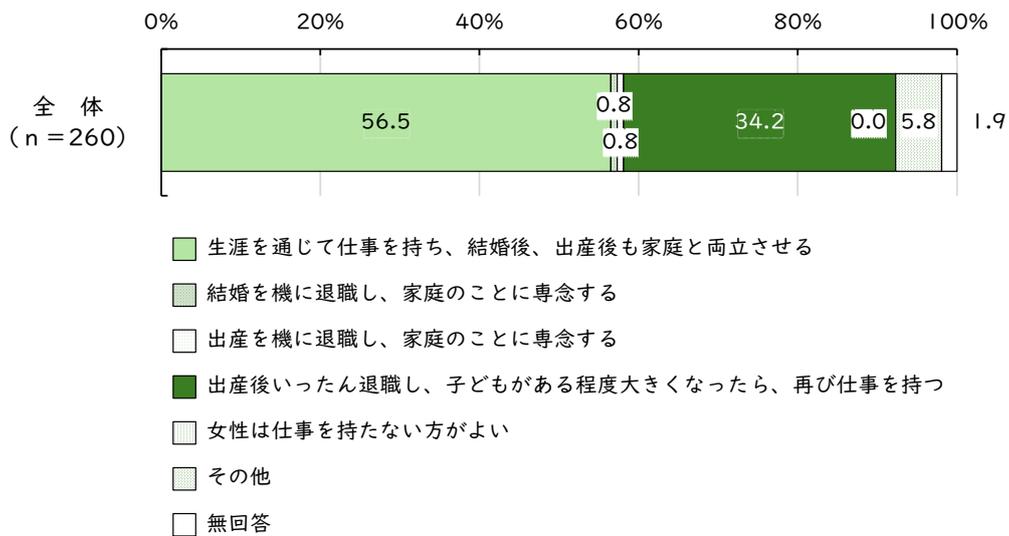
男性の育児休業の取得



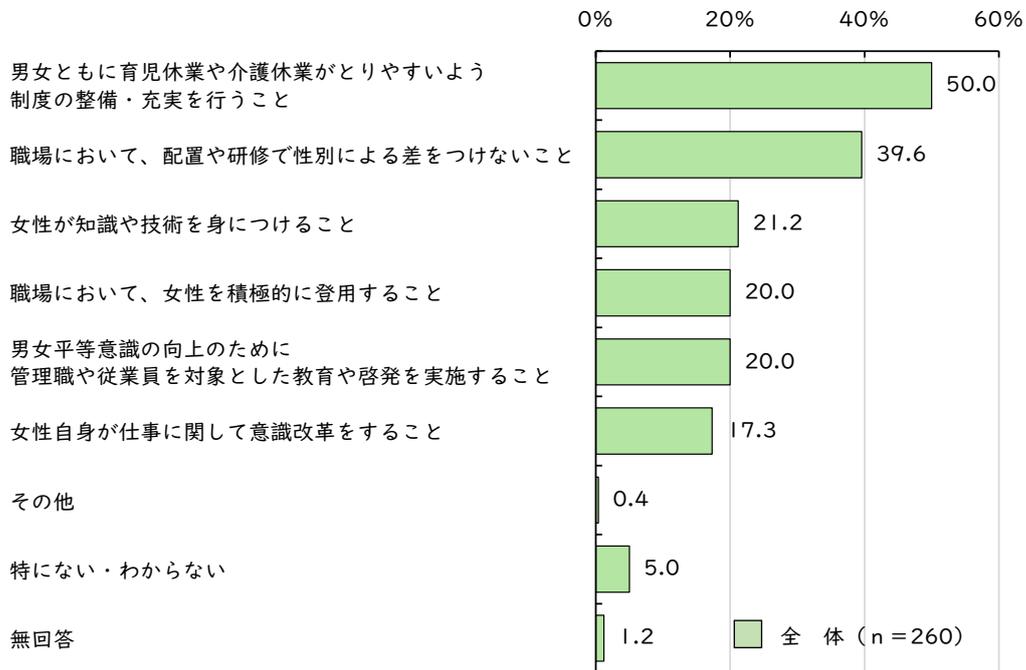
男性の介護休業の取得



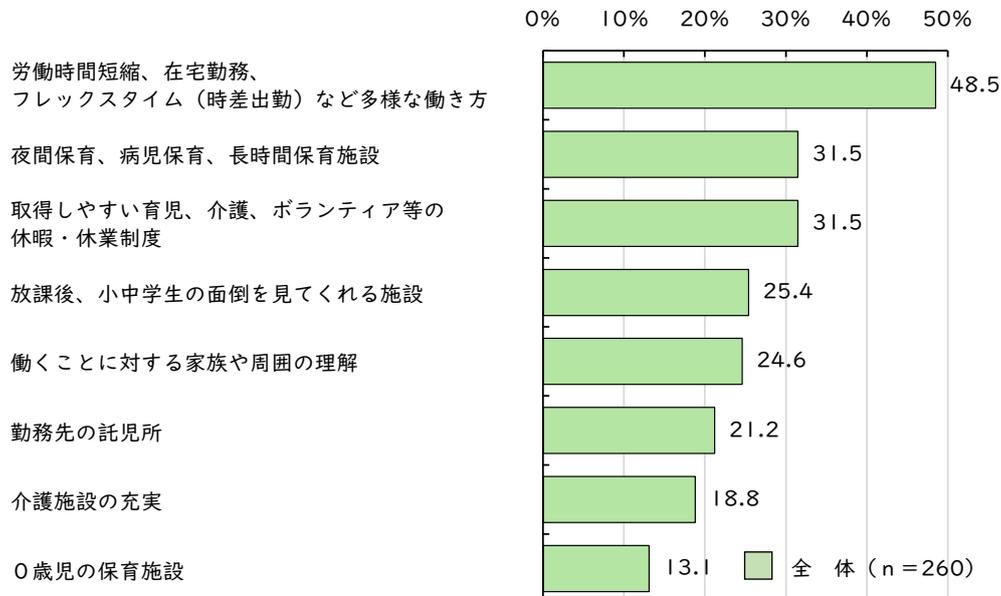
望ましい女性の就労のかたち



職場での女性の地位向上のために必要なこと



女性が働き続けるために特に整えばよい環境（上位8項目のみ）



| |
|-------------|
| 基本方針 |
|-------------|

- ▶ 雇用の場等における男女格差を積極的に解消するため、事業者等に男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けた意識の啓発や情報提供を図ります。
- ▶ 農林商工業等の自営業について、女性が活躍できる環境づくりを推進できるよう、関係機関等とも連携を図るとともに、担い手に対する支援を行います。

| |
|-------------------|
| 目標達成のための施策 |
|-------------------|

(1) 男女がともに働きやすい職場環境の改善のための啓発

| 取組 | 担当課 |
|---|------|
| 均一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇推進のため、男女雇用機会均等法令の周知啓発をはじめ、男女間の昇給・昇進の均等化や正規労働者への転換の促進など、他部局及び関係機関等と連携して、県等から発信される情報を提供し、男女がともに働きやすい職場環境改善のための啓発を図ります。 | 各所管課 |

(2) 男女間の社会参加における格差の積極的解消の推進

| 取組 | 担当課 |
|---|-------|
| 管理職における女性の割合を拡大するためには、企業や職場環境、組織風土の改善が不可欠であるため、町内企業に男女共同参画実現に向けたポジティブ・アクションの趣旨や必要性を周知し、実施を働きかけます。 | 社会教育課 |
| 女性の能力向上やリーダー育成のための県等の講座・セミナーなどに関する情報提供を継続的に行い、参加を呼びかけます。 | 社会教育課 |

(3) 女性の能力発揮に対する支援の充実

| 取組 | 担当課 |
|---|--------------|
| マタニティ・ハラスメントをはじめ、様々なハラスメント防止のための啓発や、育児介護休業制度の普及促進を継続的に行います。 | 社会教育課 |
| 出産・育児後の女性を対象とした職場復帰や再就職に必要な知識技能の習得の機会を得るための情報提供を継続的に行います。 | 社会教育課 |
| 様々な分野で女性が能力を発揮できるよう、事業活動等をはじめするための手がかりを得ることができる情報提供に努めます。 | 産業振興課 企画課 |

(4) 農業、商工業等自営業における労働に対する対価等の正当な評価と待遇の確保のための環境整備

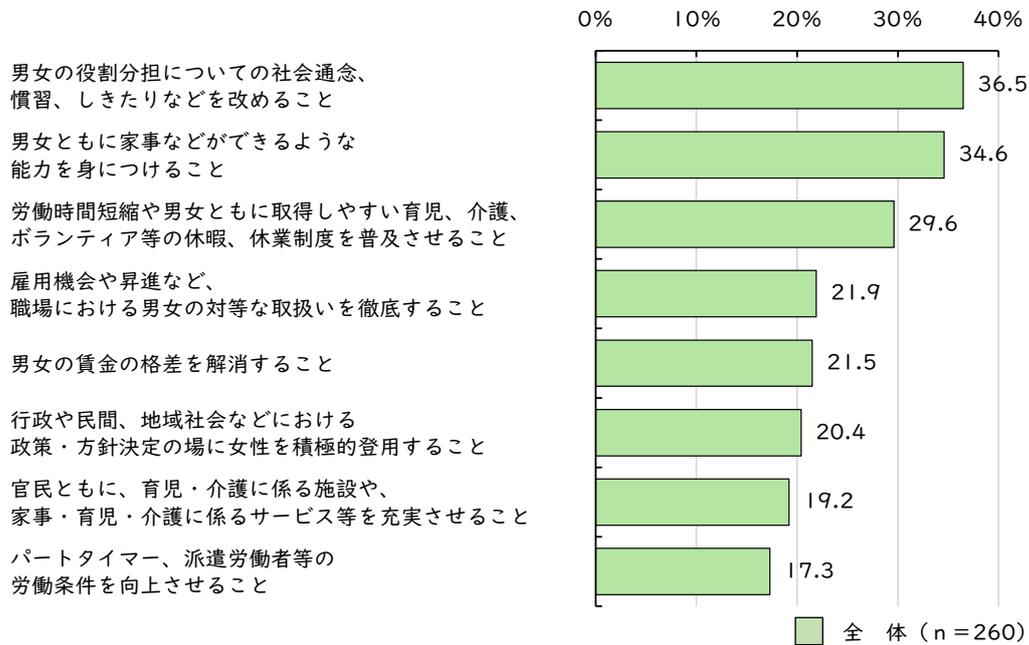
| 取組 | 担当課 |
|---|-------|
| 農業者の経営改善計画の認定に際し、家族経営協定作成への支援および指導を行い、男女ともに意欲とやりがいを持って経営に参画し、魅力的な農業経営を行うことを推進します。 | 産業振興課 |
| 県とともに地域女性リーダーの養成に努めるとともに、女性団体の組織活動及び連携について支援を継続して行います。 | 産業振興課 |
| 研修会等の開催により男女共同参画促進の意識啓発を図るとともに、関係機関・団体と連携して、農業委員などの政策決定の場における女性登用を推進していきます。 | 産業振興課 |

3-2 すべての町民のワーク・ライフ・バランス実現の推進

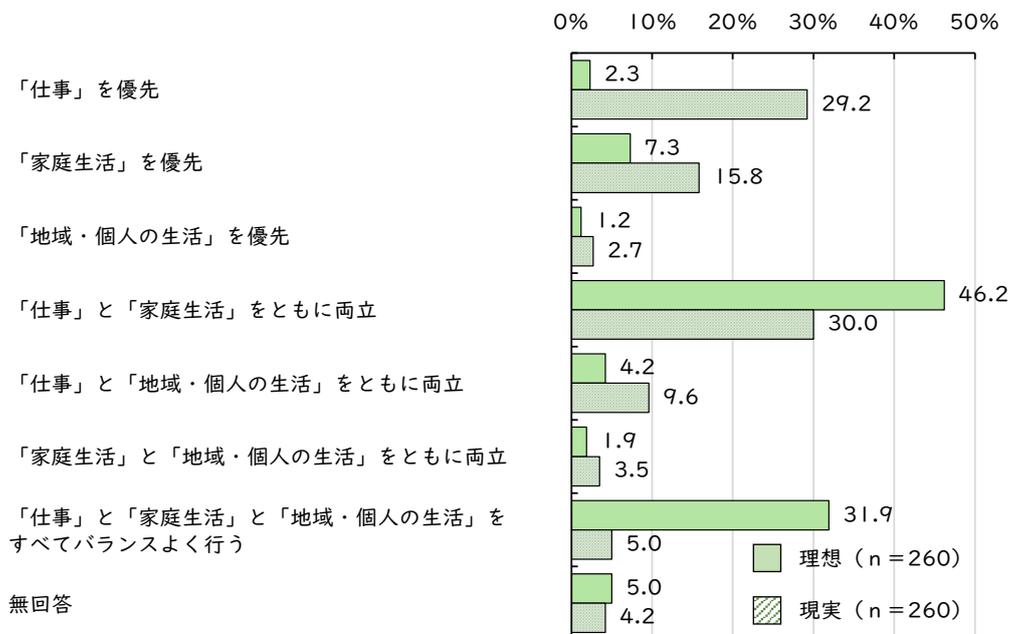
現状と課題

- すべての人には、どのように人生を歩むか、人生の方向性を決めるタイミングが訪れます。その時に、多くの選択肢があれば、その中から希望に最も近いものを選ぶことができます。しかし、選択肢がそれほど多くないケースも多々あります。待機児童の問題を例に挙げると、母親が就労を希望していたとしても、こどもの預け先がなければこどもの世話を優先せざるを得ないので、就労するという選択肢が1つなくなってしまう。このように社会的な問題で選択肢を狭めることは、本来起こってはならないことだと考えます。また、ここでの大きな問題は、男性に比べて、女性が諦めたり、妥協したりして対応することが多いことが挙げられます。
- また、人々は仕事や家事、育児などにどの程度参画するかも選ぶことになります。仕事をメインで行う人や仕事と家事、育児を両立させる人、家事、育児をメインで行う人など、家庭の事情や本人の希望によって、選択は様々です。この選択を実現することができるよう、特に職場には柔軟な働き方の推進が求められます。
- 働き方改革が進められ、長時間の労働や年次有給休暇等の取得は改善が進んでいます。また、男性の育児休業の取得率は、女性に比べて低い傾向にはあるものの、ここ数年は上昇傾向にあります。少しずつ職場における理解は進んでいると考えられますが、まだ大きな成果はみえません。
- 高齢化の進行に伴い、育児だけでなく、介護にも携わらなければならない現役世代が増えています。仕事との両立を考える際に、介護についても考慮しなければなりません。
- 柔軟な働き方を可能とするためには、保育サービスや介護サービスが充実することや、サービスの利用が容易であることも重要です。また、サービスの利用日や利用時間が、柔軟であることも求められます。
- (町民意識調査) 男女ともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりなどを改めること」が3割を超えて最も多く、「男女ともに家事などができるような能力を身につけること」が続いています。
- (町民意識調査) 仕事と生活についての理想は、「『仕事』と『家庭生活』をともに両立」が4割を超えて最も多く、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をすべてバランスよく行う」が続いています。一方、仕事と生活についての現実には、「『仕事』と『家庭生活』をともに両立」が3割と最も多く、「『仕事』を優先」が続いています。少なくとも、『家庭生活』や『地域・個人の生活』にも参画したいものの、『仕事』を優先している人がいることがわかります。

男女ともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと
(上位8項目のみ)



仕事と生活について理想と現実に最も近いもの



| |
|-------------|
| 基本方針 |
|-------------|

- ▶ 働き方改革などにより、各自が望む多様な生き方を選択できる環境・意識づくりの推進や情報の提供を図ります。
- ▶ ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する体制の充実を図ります。

| |
|-------------------|
| 目標達成のための施策 |
|-------------------|

(1) 自分の生き方に合った仕事と生活の調和の実現

| 取組 | 担当課 |
|---|-------|
| 仕事と生活の調和の実現に向け、ふれあいサロン等を活用し、セミナー等の情報を提供することにより、仕事と家庭の両立制度の利用促進や働き方の見直しに関する意識醸成を行います。 | 社会教育課 |
| ふれあいサロン等を活用し、男性の働き方の見直しや育児・家事等への参画を促進するため、モデルとなる事例を収集・提供します。 | 社会教育課 |
| テレワーク推進事業を通して、職場や勤務時間に縛られない柔軟な雇用機会の提供と、デジタルスキル等の向上を図る研修機会を提供し、誰もが仕事を通じた社会参加ができる地域づくりを推進します。 | 企画課 |

(2) 子育て、介護等を支援する体制の充実

| 取組 | 担当課 |
|--|-------|
| 子育てや介護等への特定の性や世代で担われている分野への男女双方の参画を進めるため、広報たてしなや町の行政情報配信システム“たてしなび”及びSNS等の様々な媒体を活用し、事例の提供や意識啓発を行います。 | 社会教育課 |
| 子育て支援に関する情報を、子育てガイドブック、ホームページ等で情報提供します。子どもや保護者の不安や悩み、子育てに関する相談・支援を、子ども家庭センターを中心に関係機関と連携し行います。 | 町民課 |
| 介護を必要とする人やその家族が安心して生活できるよう相談体制や介護サービス、福祉サービスの充実に努めます。 | 町民課 |

数値目標

| 項 目 | 現 状 値 (令和6年度) | 目 標 値 (令和11年度) |
|---|------------------|-------------------|
| ① “職場の中で”、 男女の関係が「平等」と回答した割合の増加 | 29.2% | 40%以上 |
| ② “家庭の中で”、 男女の関係が「平等」と回答した割合の増加 | 45.0% | 60%以上 |
| ③ 「“仕事”と“家庭生活”と“地域・個人の生活”を すべてバランスよく行っている」と回答した割合の増加 | 5.0% | 10%以上 |

①～③ 町民意識調査

基本目標4 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

4-1 すべての町民の健康づくりと生きがいつくりの推進

現状と課題

- 男女がお互いの心身の違いを十分に理解し、お互いの人権を尊重しつつ、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成の前提条件と言えます。
- 「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について、社会全体の理解を深め、女性が生涯にわたって主体的に自分の健康を確保できるようにする必要があります。
- 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方から、望まない妊娠を防ぐことを目的とした、性に関する健康問題について理解を深めるための周知を行う必要があります。
- 男性特有・女性特有の病気や男女のいずれかが罹りやすいとされる病気があるように、病気の発見や治療をする上で身体的な性別が大きな意味をもつことがあります。
- 2人に1人が一生のうちのがんと診断される時代となり、がんが身近な病気となりました。がんによる死亡を減らすためには、早期に発見し適切な治療につながることが重要です。がん検診は早期発見のための機会であることから、がん検診受診率の上昇に向けた啓発や受診体制を整備する必要があります。
- 高齢者がいつまでも元気で自立して生活をするためには、男女ともに地域における生きがいをもつことが非常に大切です。また、生きがいを通じて社会とつながり続けることで、日頃からの助け合いや緊急時の対応が可能となることもあります。
- 定年延長や雇用形態の多様化に伴い、就労する高齢者が増えています。社会貢献や生きがいつくりの観点から高齢者の活躍の場を広めていく必要があります。
- 人生100年時代をいきいきと自分らしく生活できるよう生きがいつくりや社会活動・生涯学習活動の充実や高齢者の就労など、それぞれのライフスタイルに合わせた健康づくりが必要です。

| |
|-------------|
| 基本方針 |
|-------------|

- ▶ 男女が生涯にわたって、自身の健康を主体的に確保できるよう、意識啓発に取り組みます。
- ▶ 一人ひとりが長く健康でいられるよう、性別や年代等に応じた啓発や健康相談などの支援を充実させます。

| |
|-------------------|
| 目標達成のための施策 |
|-------------------|

(1) 健康づくりのための支援

| 取組 | 担当課 |
|--|-----|
| 妊娠・出産等、男女がともに学ぶことのできる学習機会を提供します。 | 町民課 |
| 若い世代が性や妊娠について正しい知識を得て、自らの健康を適切に管理できるようプレコンセプションケアの推進を図ります。 | 町民課 |
| 学校と協力して、思春期の子どもや保護者に対して身体の健康、性、こころの問題について幅広い知識の普及を図ります。 | 町民課 |
| 健康寿命の延伸に向け、地域の医療機関、関係機関と連携し、健康づくりや介護予防の取組を推進します。 | 町民課 |

(2) 生きがいづくりのための支援

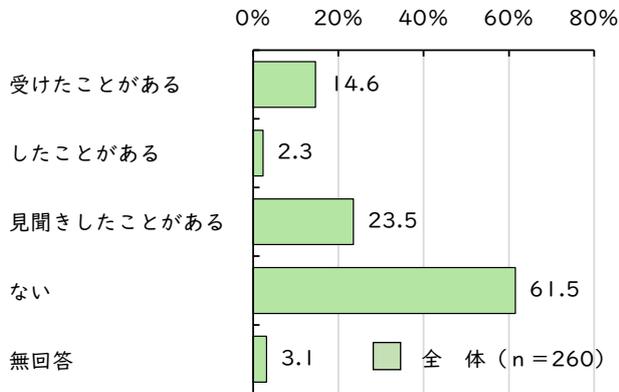
| 取組 | 担当課 |
|---|-----|
| 生涯にわたる健康の保持と増進のため、ライフスタイルやライフステージに応じた生活習慣病の予防に取り組みます。 | 町民課 |
| 男女それぞれ特有のがんも含めたがんに対する正しい知識の啓発と早期発見、早期治療のための検診を実施します。 | 町民課 |
| 女性は女性ホルモンの状況がライフステージごとに大きく変化する特性があることから、女性自身でその特性を理解し、健康づくりが実践できるよう支援します。 | 町民課 |

4-2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

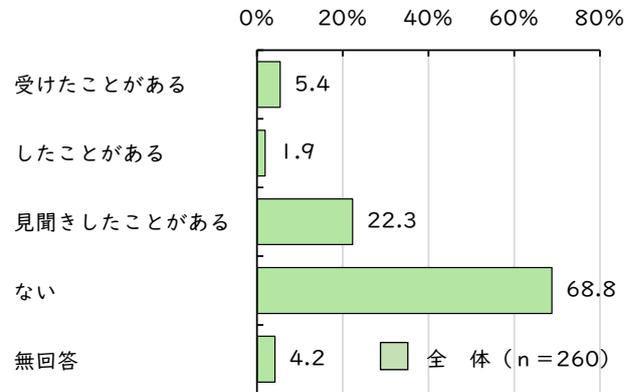
現状と課題

- 暴力は決して許されるものではありません。女性が男性から暴力を受けることが多いと考えられていますが、女性から男性に対する暴力、同性同士の暴力も許されるものではありません。また、暴力には、身体的な暴力、精神的な暴力、性的な暴力があり、いずれも他者を傷つける重大な人権侵害の行為に違いありません。
- 昨今、全国においては、配偶者や恋人間での暴力であるDVやデートDVもみられるようになりました。その関係性を続けたいがために、中々被害を訴えられないケースもみられます。また、DVやデートDVの被害が、自殺の引き金となってしまうこともあります。そのため、暴力を振るわれる側には、自分の命を守ることを最優先に考え、被害の大きさにかかわらず暴力からは即座に逃げるべきだと強く伝える必要があります。さらに、避難を躊躇することがないように、暴力被害に遭った人への支援を充実する必要もあります。
- 内閣府の男女共同参画白書によると、新型コロナウイルス感染症が拡大した時期は、収入が減ったり、自宅にいる時間が増えたりしたことでストレスが溜まったことを背景に、DVに関する相談件数が増えました。また、その被害者の多くは、身体的・経済的弱者となっています。
- セクハラやパワハラという言葉が広く認知されていることから、ハラスメントは身近なものとなっていると考えられます。被害を訴えられる人は氷山の一角であるため、ハラスメントの潜在的な被害者はもっと多く存在していると推察できます。
- (町民意識調査)セクシャル・ハラスメントの有無は、「ない」が約6割と最も多くなっているものの、「受けたことがある」も1割以上となっています。また、DVなどの暴力の有無は、「ない」が約7割と最も多くなっているものの、「受けたことがある」も5.4%となっています。いずれも大半は経験がないものの、わずかな割合であっても被害に遭って苦しんでいる人がいることは忘れてはなりません。
- (町民意識調査)よいと思う女性に対する暴力への対策は、「被害者が安心して相談できる窓口を、職場や学校、行政機関で充実すること」が6割以上と最も多く、「一時的に被害者が避難できる場所(シェルター)の整備を進めること」が続いているように、被害者に対する支援が上位となっています。

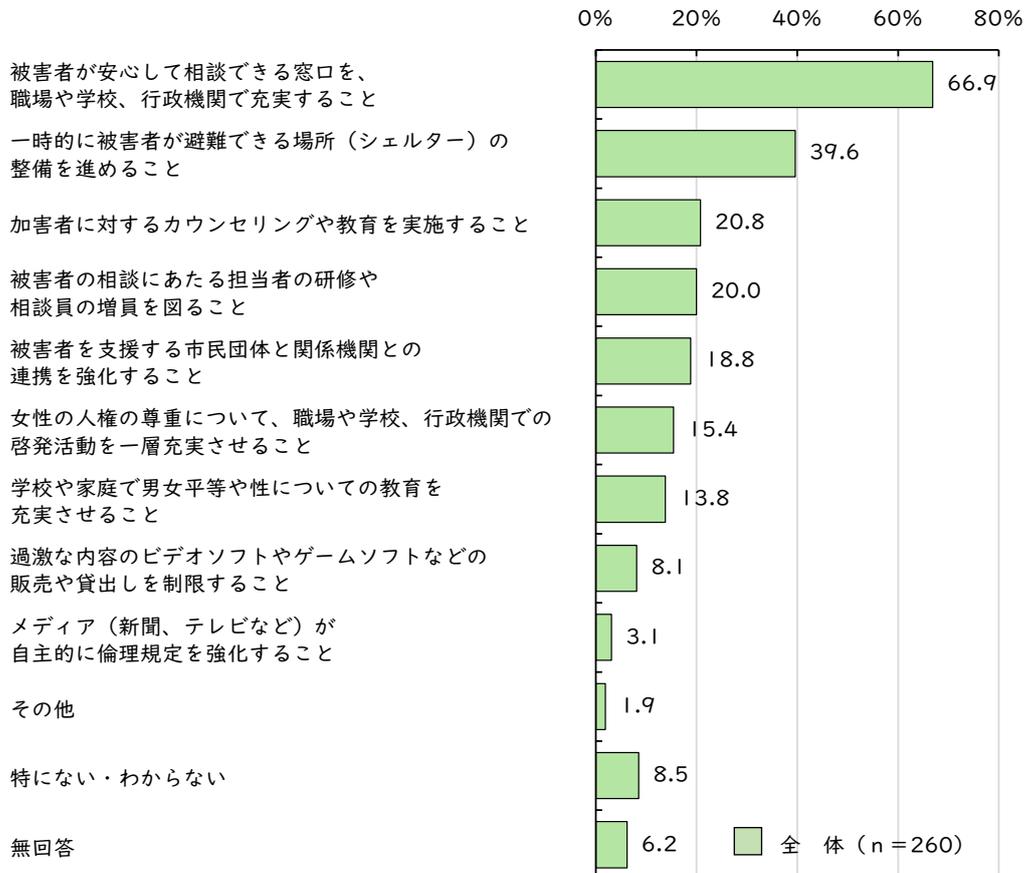
セクシャル・ハラスメントの有無



DVなどの暴力の有無



よいと思う女性に対する暴力への対策



| |
|-------------|
| 基本方針 |
|-------------|

- ▶ 男女間のあらゆるDV・ハラスメントの根絶に向けた取組をより一層進め、男女共同参画社会の形成を図ります。
- ▶ 暴力による被害者の保護と自立支援に向けた体制整備を推進します。
- ▶ 暴力を未然に防ぐため、意識啓発や情報発信などにより一層取り組みます。

| |
|-------------------|
| 目標達成のための施策 |
|-------------------|

(1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者保護と自立支援

| 取組 | 担当課 |
|---|-----------------|
| DV・ハラスメントなどの相談体制の充実及び関係機関の連携強化により、相談者の安全確保に努め、被害者に対する支援を行います。 | 社会教育課 町民課 |
| 広報たてしなや町の行政情報配信システム“たてしなび”及びSNS等の様々な媒体を活用し、DV・性犯罪等の発生や潜在化を防止するための啓発活動を行います。 | 社会教育課 |
| 学校・企業等で男女の人権を尊重するための教育の充実を図ります。 | 社会教育課 こども教育課 |
| 暴力を許さない社会づくりとDV被害者の保護のため、情報発信を行い、関係機関との連絡を密にします。 | 社会教育課 町民課 |
| 被害者の安全確保のため、通報などを児童相談所や女性相談センターにつなぎ、相談内容の緊急度に応じた判断と関係機関からの支援を行えるようにします。 | 社会教育課 町民課 |

(2) 性犯罪、ストーカー事案等への取組

| 取組 | 担当課 |
|--|--------------|
| ストーカー、DV被害者の安全確保に向けた関係機関との連携を強化し、相談窓口の周知など情報発信を行います。 | 社会教育課 町民課 |

(3) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止

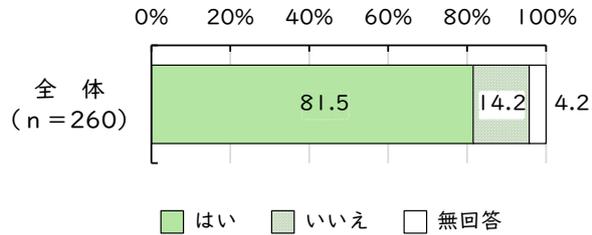
| 取組 | 担当課 |
|--|--------------|
| セクシャル・ハラスメントを含む女性のための各種相談窓口に関する情報提供を行います。 | 社会教育課 町民課 |
| 広報たてしなや町の行政情報配信システム“たてしなび”及びSNS等の様々な媒体を活用し、セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の意識啓発に努めるとともに、人権を尊重する企業連絡会の会員企業の研修を支援します。 | 社会教育課 |

4-3 生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会の整備

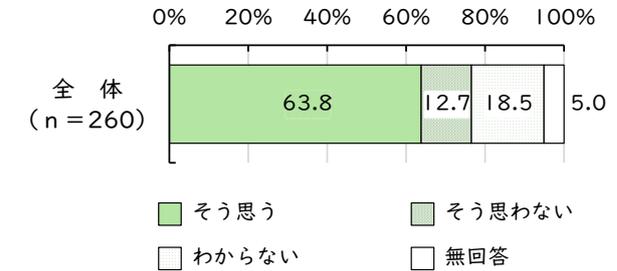
現状と課題

- 個人や家庭によって状況は様々であることから、中には生活する上で困難を抱えている人や家庭も存在します。男女ともに経済的な問題や病気・障がいによる苦痛を抱えるリスクがあります。ひとり親家庭は母子家庭が圧倒的に多いことや女性は男性に比べて非正規雇用が多いことなど、女性が困難を抱えるリスクは男性よりも高い傾向にあります。
- ひとり親家庭では、ひとりの親に日常生活や仕事、こどもの養育などの様々な負担が大きく申し掛かっていることがよくあります。生活支援や就業支援、経済支援などを行い、ひとり親家庭の負担を軽減することが必要です。
- 性的マイノリティの方々が少しずつ声を上げていることもあり、性的マイノリティという言葉は認知されるようになってきました。しかし、正しい理解が進んでいるばかりではなく、依然として性的マイノリティの方々が偏見や差別、からかいの対象となることもあります。
- (町民意識調査) 性的マイノリティ(またはLGBTQ等)という言葉の認知状況は、「はい」が約8割と多く、大分言葉は認知されるようになっています。
- (町民意識調査) 性的マイノリティ(またはLGBTQ等)の方々が生活しづらい社会だと思うかについては、「そう思う」が6割以上と最も多くなっています。また、性的マイノリティ(またはLGBTQ等)の方々が生活しやすくなるために必要な対策は、「気持ちや情報を共有できる居場所づくり」が約4割と最も多く、「同性同士のパートナーやその家族も法律上の家族と同等に扱うこと」が続いています。

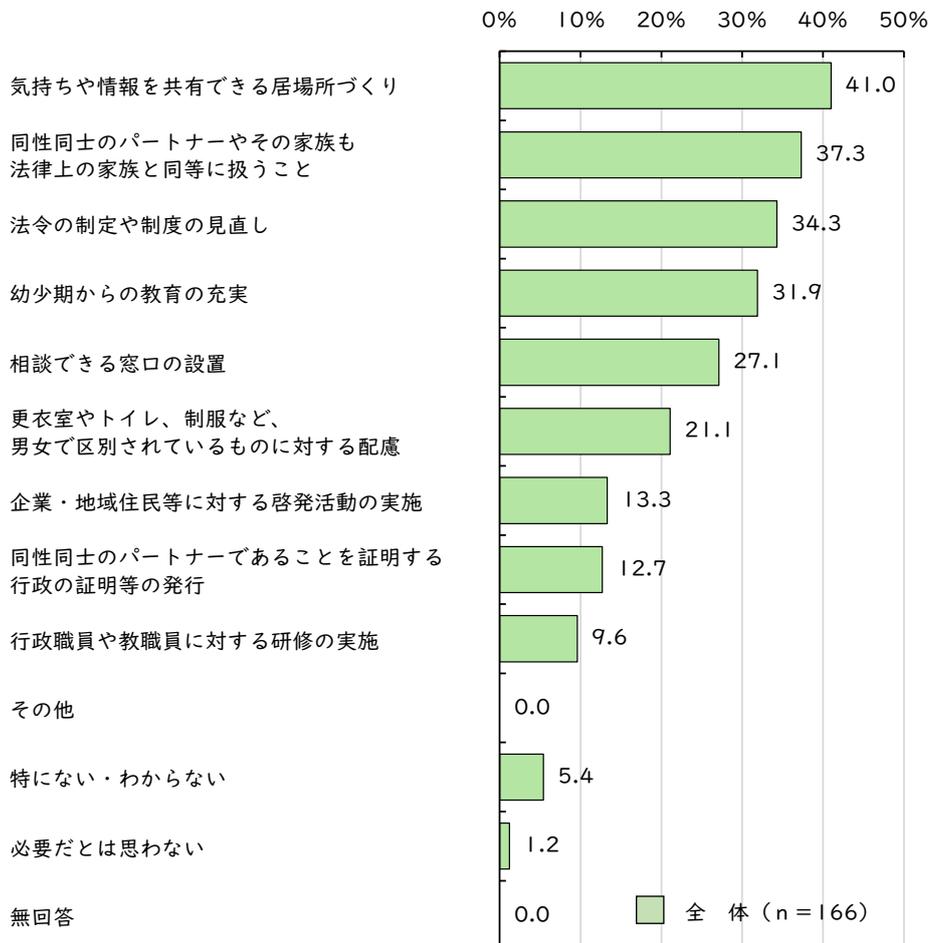
性的マイノリティ（またはLGBTQ等）という言葉の認知状況



性的マイノリティ（またはLGBTQ等）の方々が生活しづらい社会だと思うか



性的マイノリティ（またはLGBTQ等）の方々が生活しやすくなるために必要な対策



| |
|-------------|
| 基本方針 |
|-------------|

- ▶ ひとり親家庭などに対し、適切な時に適切な支援ができるように取組の推進や体制の構築を図ります。
- ▶ 異文化理解のための意識啓発を進め、多文化共生のできる社会・地域づくりを進めるとともに、体制の整備を図ります。
- ▶ L G B T Qなどの性的マイノリティであることで偏見や差別から生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまう人もいます。誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、性の多様性に関する理解を進めます。

| |
|-------------------|
| 目標達成のための施策 |
|-------------------|

(1) ひとり親家庭の自立支援

| 取組 | 担当課 |
|--|-----|
| 町のホームページ等の充実を図り、生活安定のための講習会、生活支援などひとり親家庭への施策の情報が必要な時にいつでも得られるよう、情報提供を継続的に行います。 | 町民課 |
| ひとり親世帯への経済的支援として、児童扶養手当等の支給や医療費の扶助、生活福祉資金の貸付などを行います。 | 町民課 |

(2) 外国籍の人々とお互いの文化を認め合い共生できる社会づくり

| 取組 | 担当課 |
|---|--------------|
| 県等から発行される多文化共生に係るリーフレットなどの配布を行い、異文化理解のための意識啓発を推進します。 | 社会教育課 |
| 日本語でのコミュニケーションが困難な外国籍の住民が日常生活における様々な問題に対応できるよう、関係機関と連携し、相談体制を整えとともに、相談窓口の周知を図ります。 | 社会教育課 町民課 |

(3) 多様な性のあり方への理解の推進

| 取組 | 担当課 |
|---|-------|
| 性的マイノリティに対する偏見や差別をなくすために、性の多様性に関する理解を進めるための啓発活動を行います。 | 社会教育課 |

数値目標

| 項 目 | 現 状 値 | 目 標 値 (令和11年度) |
|--|-------------------|-------------------|
| ① 人権啓発に関する広報回数増加 | 13回 (令和5年度) | 15回 |
| ② 性的マイノリティ（またはLGBTQ等）の方々にとって、 偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと『思う 「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」』割合の減少 | 63.8%回 (令和6年度) | 50%以下 |

① 社会教育課 / ② 町民意識調査

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画が町民に広く認知され、男女共同参画に興味・関心をもってもらうことで、男女共同参画社会の実現に近づくと考えます。まずは町民が男女共同参画について考えるきっかけになるよう、町民に対して計画策定を知らせるとともに、計画を公表します。また、町民だけでなく、町内の企業や事業所等にも周知を図り、職場における男女共同参画の推進への協力を求めます。

(2) 庁内における連携体制の強化

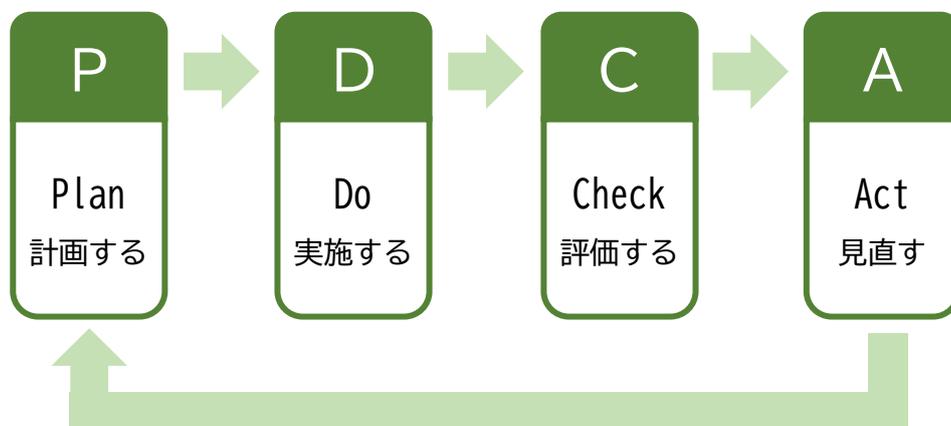
男女共同参画は、町民の生活そのものと密接に関わる考え方です。そのため、庁内の様々な部署において、男女共同参画についての相談を受けたり、対応を求められたりすることもあります。そこで、庁内の各部署が連携し、担当課に適切につなぐことで、迅速に対応や支援を行うことができるようにします。

(3) 国や県、近隣市町村、関係団体等との協力

男女共同参画社会の実現は、日本全国でめざしている目標です。自治体単位で男女共同参画の推進に向けた取組が行われているものの、時に国や県、近隣市町村、関係団体等との協力が必要になることも考えられます。その際に適切に協力することができるよう、日頃から良好な関係性を構築し、協力体制の強化を図ります。

2 計画の進捗管理（PDCAサイクル）

本計画において定めた男女共同参画の推進に係る施策や取組は、定期的に進捗が確認・評価されます。PDCAサイクルを活用した進捗管理を行うことで、施策や取組の有効性を維持するとともに、地域における課題やニーズの把握にもつなげます。



3 数値目標一覧

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

| 項目 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和11年度) |
|--|----------------|-----------------|
| ① “社会通念・しきたり上で”、男女の関係が「平等」と回答した割合の増加 | 13.5% | 20%以上 |
| ② “性別によって役割を固定する考え方”について、『反対(「どちらかといえば反対」+「反対」)』と回答した割合の増加 | 44.6% | 50%以上 |

①～② 町民意識調査

基本目標2 社会のあらゆる分野において男女共同参画を促進する仕組みづくり

| 項目 | 現状値 | 目標値 (令和11年度) |
|----------------------------------|------------------|-----------------|
| ① 審議会等における女性委員割合の増加 | 11.6% (令和5年度) | 40% |
| ② 管理的職業従事者における女性の割合の増加 | 13.0% (令和2年度) | 20% |
| ③ “地域活動の場で”、男女の関係が「平等」と回答した割合の増加 | 33.8% (令和6年度) | 40%以上 |

① 社会教育課 / ② 国勢調査 / ③ 町民意識調査

基本目標3 誰もが能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり

| 項目 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和11年度) |
|---|----------------|-----------------|
| ① “職場の中で”、男女の関係が「平等」と回答した割合の増加 | 29.2% | 40%以上 |
| ② “家庭の中で”、男女の関係が「平等」と回答した割合の増加 | 45.0% | 60%以上 |
| ③ 「“仕事”と“家庭生活”と“地域・個人の生活”をすべてバランスよく行っている」と回答した割合の増加 | 5.0% | 10%以上 |

①～③ 町民意識調査

基本目標4 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

| 項目 | 現状値 | 目標値 (令和11年度) |
|--|------------------|-----------------|
| ① 人権啓発に関する広報回数の増加 | 13回 (令和5年度) | 15回 |
| ② 性的マイノリティ(またはLGBTQ等)の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと『思う(そう思う+どちらかといえばそう思う)』割合の減少 | 63.8% (令和6年度) | 50%以下 |

① 社会教育課 / ② 町民意識調査

資料編

1 策定経過

| 年 月 日 | 策 定 経 過 |
|-----------------------|--|
| 令和6年8月2日～ 令和6年9月9日 | 町民意識調査 実施 【調査対象】 町内に居住する満18歳以上の男女 1,000人（無作為抽出） 【有効回収】 260票（26.0%） |
| 令和6年10月2日 | 第1回 第5次立科町男女共同参画長期プラン策定委員会 開催 ・議題1 アンケート結果について ・議題2 今後のスケジュールについて |
| 令和6年11月25日 | 第2回 第5次立科町男女共同参画長期プラン策定委員会 開催 ・議題1 第5次長期プランの素案について |
| 令和7年1月16日 | 第3回 第5次立科町男女共同参画長期プラン策定委員会 開催 ・議題1 第5次長期プランの修正案について |
| 令和7年2月21日 | 第4回 第5次立科町男女共同参画長期プラン策定委員会 開催 ・議題1 第5次長期プランの最終案について ・議題2 第5次長期プランの概要版案について |

2 立科町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 男女共同参画社会への実現・及び発展に向けて、立科町の男女共同参画の指針となる男女共同参画プランを策定するため、立科町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、男女共同参画に関する調査及び研究を行い、立科町男女共同参画プランを策定するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、15名以内で組織し町長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会 社会教育課に置く。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

3 立科町第5次男女共同参画プラン策定委員名簿

(敬称略・順不同)

| No. | 氏名 | 所属 | 備考 |
|-----|------|-------------------|------|
| 1 | 徳嶽澄子 | 立科町男女共同参画推進委員会委員長 | 委員長 |
| 2 | 今井健児 | 立科町男女共同参画推進委員副委員長 | |
| 3 | 飯島英一 | 立科町男女共同参画推進委員 | |
| 4 | 牧内久美 | 立科町男女共同参画推進委員 | |
| 5 | 市川正彦 | 公民館長 兼 公民館女性部長 | |
| 6 | 田原敦子 | 人権擁護委員 | |
| 7 | 芝間教男 | 町議会社会文教建設常任委員長 | 副委員長 |
| 8 | 田原正道 | 区長会長 | |

【事務局】

| No. | 氏名 | 所属 | 備考 |
|-----|------|--------------|-------|
| 1 | 塩澤勝巳 | 教育長 | 教育委員会 |
| 2 | 羽場厚子 | 社会教育課長（教育次長） | 教育委員会 |
| 3 | 伊藤千織 | 社会教育人権政策係長 | 教育委員会 |
| 4 | 小林陽香 | 社会教育人権政策係 | 教育委員会 |
| 5 | 小林裕貴 | 社会教育人権政策係 | 教育委員会 |

4 用語集

| 用語 | 説明 |
|---------------------------------|---|
| 育児・介護休業制度 | <p>育児休業とは、原則1歳未満のこどもを養育するための休業で、育児・介護休業法という法律に定められている。育児休業の申出は、それにより一定期間労働者の労務提供義務を消滅させる意思表示で、法律に基づき育児休業を取得することができる。</p> <p>介護休業は、負傷や疾病、身体もしくは精神の障害などの理由から2週間以上「常時介護」が必要な家族(配偶者、父母、配偶者の父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫)を介護する場合に取得できる休暇。</p> <p>育児休業、介護休業ともに、該当者から申請があれば、会社側は休業の申し出を拒めません。</p> |
| 育児・介護休業法 | <p>正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や介護を行う労働者が職業生活と家庭生活を両立できるよう、育児や介護のための休業制度などについて定めている。</p> |
| LGBTQ | <p>Lesbian(レズビアン=女性同性愛者)、Gay(ゲイ=男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル=両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー=心と体の性が異なる人)、Queer/Questioning(クィアまたはクエスチョニング=性的指向・性自認が定まらない人)の頭文字をとった略語で、いわゆる性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の総称</p> |
| 家族経営協定 | <p>家族経営内において、経営主と配偶者、後継者、その他家族員が自由な意思にもとづいて経営のやり方や所得の配分、移譲計画や生活上の諸事項について取り決めを行うこと。このことは、家族関係を近代化し、後継者の確保や女性の地位向上に資するものである。立科町ではこれまでに11組の家族経営協定が結ばれている。</p> |
| 固定的性別役割分担 | <p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分担するのが当然、あるいは自然だとする考え。「男は外で仕事、女は家庭を守る」など。</p> |
| 持続可能な開発目標(SDGs) | <p>「Sustainable Development Goals」の略称で、日本語に直訳すると「持続可能な開発目標」という意味で、SDGsには2030年までに達成すべき17の目標が掲げられており、これらは2015年に開催された国連サミットにおいて採択された。</p> |
| 社会的性別(ジェンダー) | <p>人には「生物学的性別」がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」という。「社会的性別」の一部には、性差別、固定的役割分担、偏見につながっているものもあるとされている。</p> |
| 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 | <p>1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効された条約で、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的としており、この条約は、女の子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。</p> |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) | <p>女性の働き方を改革して、関連情報の見える化・活用の推進を目的とした法律で、就労状況・条件の男女差を解消し、男性の暮らし方や意識改革も進めて、女性が活躍できる社会にするため導入された。</p> |
| 性的マイノリティ | <p>同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。LGBTの4つのセクシュアリティだけではなく、幅広いセクシュアリティの方を意味している言葉。</p> |

| 用語 | 説明 |
|-------------------------------------|---|
| 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) | 性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることであり、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利。 |
| セクシャル・ハラスメント (セクハラ) | 性的な言動による嫌がらせ行為。略してセクハラという。相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行ったりするとセクハラに該当する。セクハラには、性的な要求を拒否したことを理由に、評価や処遇面で不利益を与える対価型のセクハラだけではなく、わいせつな言動を繰り返したり、職場でアダルトサイトを閲覧したりするなど、職場環境を不快なものにする環境型のセクハラがある。男女雇用機会均等法では、事業主に対し、セクハラを防止するための配慮義務が課せられている。 |
| 男女共同参画社会 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。 |
| 男女共同参画社会基本法 | 男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。 |
| 男女雇用機会均等法 | 「雇用の機会における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が受けられるようにするために、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止、ポジティブ・アクション(積極的格差是正)の促進やセクシャル・ハラスメント(性的言動による嫌がらせ行為)の防止に関する措置義務などが規定されている。 |
| テレワーク | 情報通信手段を活用し、場所や時間にとらわれずに働く労働形態。英語の「tele(離れた場所)」と「WORK(働く)」を合わせた造語で、テレコミュuting(telecommuting)とも呼ばれる。企業などの被雇用者がオフィス以外の場所で業務すること。 |
| DV (ドメスティック・バイオレンス) | 英語の「domestic violence」を表記したもの。DV(ドメスティック・バイオレンス)については、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。 |
| デートDV | 交際相手からふるわれる暴力を「デートDV」という。令和5年度の内閣府の調査では、女性の5人に1人、男性の10人に1人が、交際相手からの「被害経験がある」と答えている。また、「被害経験がある人」のうち、約半数以上の人々が「友人・知人に相談した」という調査結果が出ている。 |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) | 配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された。「DV防止法」と呼ばれることもある。一口に「暴力」といっても様々な形態が存在する。男女共同参画局のホームページでは、暴力を「身体的なもの」「精神的なもの」「性的なもの」に分類している。 |
| 働き方改革 | 就業者の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、就業者一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指す改革のこと。 |

| 用語 | 説明 |
|------------------------|---|
| ハラスメント | 相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般を意味する。 |
| パワー・ハラスメント (パワハラ) | 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。 |
| プレコンセプションケア | 将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの健康に向き合うこと。 |
| ポジティブ・アクション | 固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性がほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」、等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと。 |
| マタニティ・ハラスメント (マタハラ) | 職場において妊娠・出産した女性に対して、妊娠・出産したことが業務上支障をきたすという理由で退職を促すなど、精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。民間の調査によれば「セクシャル・ハラスメント」より被害が多いという報告もある。 |
| ワークシェアリング | 1つの仕事を多数で分け合うという考え方や政策のこと。大人数で少しずつ働くことで、雇用確保及び失業対策を目的に実施されることが多い。 |
| ワーク・ライフ・バランス | 「仕事と生活の調和」と訳される。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上さらには社会・経済の活性化に寄与するといわれる。 |

5 関連法令

(1) 男女共同参画社会基本法

目次

| |
|--|
| 前文 |
| 第一章 総則（第一条—第十二条） |
| 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条） |
| 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条） |
| 附則 |

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活

動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければ

ばならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、

労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とする

もの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画

に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする

女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の

公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除

く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有

する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

目次

前文
 第一章 総則（第一条・第二条）
 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
 第五章の二 補則（第二十八条の二）
 第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）
 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則
 （定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に

関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）

（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がある成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑う

に足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者

（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- (迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- (保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載し

た書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- (期日の呼出し)
- 第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
- (公示送達の方法)
- 第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
- (電子情報処理組織による申立て等)
- 第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。（保護命令の申立てについての決定等）
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。（即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、

その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。（保護命令の取消し）
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。（退去等命令の再度の申立て）
- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。（事件の記録の閲覧等）
- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に

立科町男女共同参画長期プランV

関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---------------|---------------------------|---|
| 第一百十二条第一項本文 | 前条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第一百十二条第一項ただし書 | 前条の規定による措置を開始した | 当該掲示を始めた |
| 第一百十三条 | 書類又は電磁的記録 | 書類 |
| | 記載又は記録 | 記載 |
| | 第一百十一条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第三百三十三条の三第一項 | 記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 | 記載された書面 |
| | 当該書面又は電磁的記録 | 当該書面 |
| | 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録 | その他これに類する書面 |
| 第五百十一条第二項及び第 | 方法又は最高裁判所規則で | 方法 |

| | | |
|-------------|--|------------|
| 二百三十一条の二第二項 | 定める電子情報処理組織を使用する方法 | |
| 第一百六十条第一項 | 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。) | 調書 |
| 第一百六十条第三項 | 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に | 調書の記載について |
| 第一百六十条第四項 | 第二項の規定によりファイルに記録された電子調書 当該電子調書 | 調書 当該調書 |
| 第一百六十条の二第一項 | 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容 | 調書の記載 |
| 第一百六十条の二第二項 | その旨をファイルに記録して | 調書を作成して |
| 第二百五条第三項 | 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |
| 第二百五条第四項 | 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |
| 二百三十一条の三第二項 | 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する | 又は送付する |

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 第二百六十一 条第四項 | 電子調書 | 調書 |
| | 記録しなければ | 記載しなければ |

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる

費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--|----------------------|------------------------------------|
| 第二条 | 配偶者 | 第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。) |
| | 、被害者 | 、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。) |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 特定関係者又は特定関係者であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項 | 配偶者 | 特定関係者 |
| 第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八條の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九 條保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二

立科町男女共同参画長期プランV

の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配

偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

立科町男女共同参画長期プランV

令和7年3月発行

立科町教育委員会 社会教育課

〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532

TEL 0267-88-8416 FAX 0267-56-2310
